

# ステート・ストリート先進国株式インデックス・オープン (為替ヘッジあり)

追加型投信 / 海外 / 株式 / インデックス型

## 投資信託説明書 (請求目論見書)

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。  
課税上は株式投資信託として取扱われます。

2024年3月1日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

1. ステート・ストリート先進国株式インデックス・オープン（為替ヘッジあり）の受益権の募集については、発行者であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（委託会社）は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を2024年2月29日に関東財務局長に提出しており、2024年3月1日にその効力が発生しております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき投資者がファンドを取得する時までに投資者から請求があった場合に交付を行う目論見書です。
3. ステート・ストリート先進国株式インデックス・オープン（為替ヘッジあり）の受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券の値動きのほか、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。
4. 当ファンドは元金が保証されているものではありません。

発行者名	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役 新原 謙介
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

ステート・ストリート先進国株式インデックス・オープン（為替ヘッジあり）  
（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

3兆円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額<sup>※</sup>とします。

収益分配金の再投資を行う場合は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

※基準価額とは、信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

基準価額は、販売会社（後記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。）にてご確認いただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「MA先進株有」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

＜照会先＞

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03-4530-7333

（受付時間：原則として委託会社の営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：www.ssga.com/jp

### (5) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

### (6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2024年3月1日から2025年2月28日まで

※当該申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細については、前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の<照会先>までお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日(詳細については、販売会社にお問い合わせください。)までに、取得申込代金を販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受付けた販売会社とします(前記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。)

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

① 申込証拠金

該当事項はありません。

② 本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 当ファンドは、MA（マルチアセット）ファンドシリーズ\*の一つであり、日本を除く世界の主要国の証券取引所上場株式（これに準ずるものを含む）を投資対象とした「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資し、また実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行うことにより、中長期的にMSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ヘッジベース）の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。

\* MA（マルチアセット）ファンドシリーズとは、日本および海外の幅広い資産クラスを投資対象とし、各種指数に連動した投資成果を目指して運用を行う委託会社におけるインデックス型商品等の総称です。

- ② 委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。また委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
- ③ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

#### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合	インデックス型  特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### ■ 当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書又は信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

#### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を除く) 日本 北米			日経 225

債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)	TOPIX
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	日々	オセアニア			
資産複合 資産配分固定型 資産配分変動型	日々	中南米			
	その他 ( )	アフリカ			その他 (MSCIコクサイ・イン デックス (配当 込み、円ヘッジベ ース))
		中近東 (中東)			
		エマージング			

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。  
(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

#### ■ 当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産(投資信託証券(株式 一般))	目論見書又は信託約款において、株式、債券、不動産投資以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。
決算頻度	年1回	目論見書又は信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を除く)	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産(日本を除く)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	あり (フルヘッジ)	目論見書又は信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
対象インデックス	その他 (MSCIコクサイ・イン デックス (配当込み、 円ヘッジベース))	「その他」とは日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

#### ④ファンドの特色

- 1 マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界の主要国の証券取引所上場株式(これに準ずるものを含む)に投資します。
- 2 MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ヘッジベース)の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
  - MSCIコクサイ・インデックスは、日本を除く世界の主要先進国の株式で構成される株価指数であり、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ヘッジベース)を当ファンドのベンチマークとします。
  - 投資成果の比較基準となるベンチマークの騰落率は、オリジナル指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出します。
- 3 実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。
  - 為替変動による影響(為替変動リスク)は低減されますがその影響を完全に排除できるものではありません。
- 4 当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。
  - ファミリーファンド方式については、「ファンドの仕組み」をご覧ください。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### 投資対象とするマザーファンドの概要

#### 外国株式インデックス・オープン・マザーファンド

運用の基本方針	中長期的な観点から、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	日本を除く世界の取引所に上場されている株式(これに準ずるものを含みます。)
投資態度	<ul style="list-style-type: none"><li>・ MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)をベンチマークとします。</li><li>・ 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。</li><li>・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</li></ul>

※投資成果の比較基準となるベンチマークの騰落率は、オリジナル指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出します。

#### ベンチマーク(オリジナル指数)

##### MSCIコクサイ・インデックス

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.の登録商標です。

当ファンドは、MSCI Inc.(以下、「MSCI」といいます。)、MSCIの関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者(以下、総称して「MSCI関係者」といいます。))が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数はMSCIが独占的に所有しています。MSCIおよびMSCI指数は、MSCIおよびその関連会社のサービスマークであり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社(以下、「SSGA」といいます。))は特定の目的のためにその使用を許諾されています。MSCI関係者は、当ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIおよびその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、当ファンドまたは当ファンドの発行者(SSGA)、所有者あるいはいかなる個人または法人に関わらず、MSCIにより決定、作成、計算されています。MSCI関係者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、当ファンドの発行者(SSGA)、所有者あるいはいかなる個人または法人の要求を考慮に入れる義務は一切ありません。MSCI関係者は、当ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI関係者は、当ファンドの発行者(SSGA)、所有者あるいはいかなる個人または法人に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI関係者は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および/または完全性について保証するものではありません。MSCI関係者は、明示的にも黙示的にも、当ファンドの発行者(SSGA)、所有者あるいはいかなる個人または法人が、MSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について、保証を行うものではありません。MSCI関係者は、MSCI指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。MSCI指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI関係者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI関係者は、特定目的のための市場性および適切性について、何ら保証しないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI関係者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

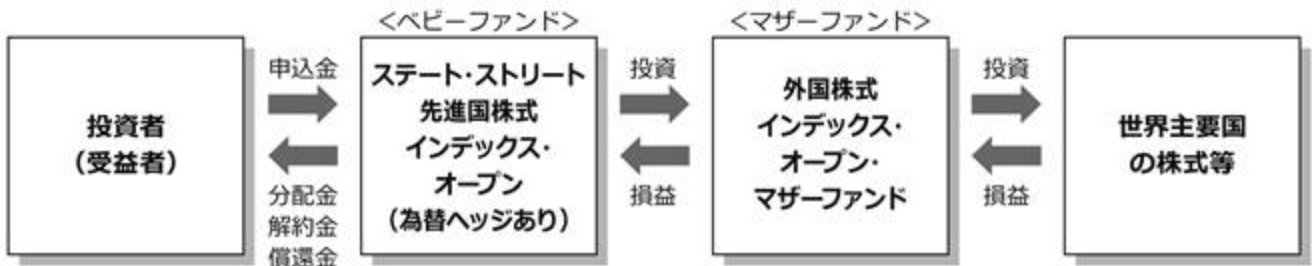
当ファンドの購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人または法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、当ファンドを保証、推奨、売買、または宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

(2) 【ファンドの沿革】

2016年5月9日 信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

- ① 当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。また、マザーファンドの損益はすべてベビーファンドに還元されます。



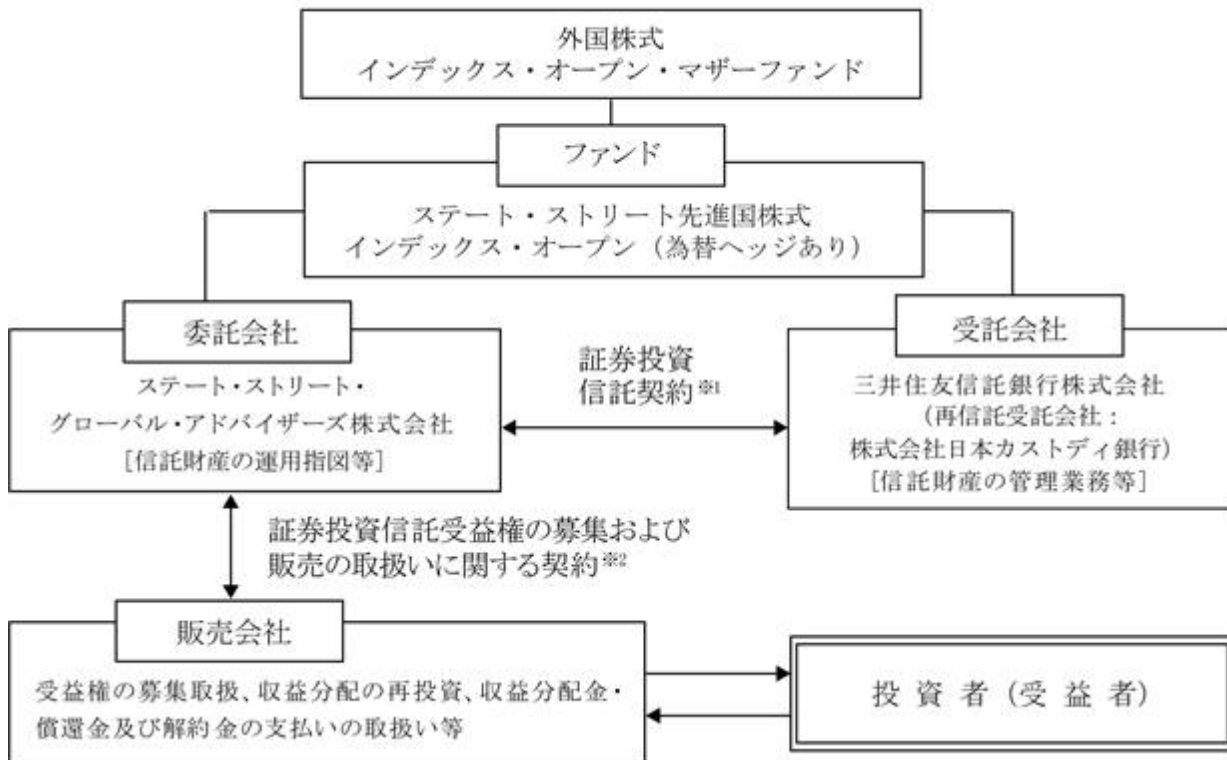
② ファンドの関係法人

ファンドの関係法人は以下のとおりです。

- 1) ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）  
委託会社は、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。
- 2) 三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）  
(再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行)  
受託会社は、信託財産の管理業務、信託財産の計算等を行います。また、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。
- 3) 販売会社  
販売会社は、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、一部解約代金および償還金の支払い等を行います。



## ファンド関係法人



### ※1 証券投資信託契約

委託会社、受託会社および受益者に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益権に関する事項ならびに信託の元本および収益の管理ならび運営に関する事項等が定められます。なお、ファンドは、委託会社と受託会社とが証券投資信託契約を締結することにより成立します。証券投資信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出た信託約款の内容に基づいて締結されます。

### ※2 証券投資信託受益権の募集および販売の取扱いに関する契約

販売会社の募集の取扱い、換金の取扱い、償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められます。

### ③ 委託会社の概況（本書提出日現在）

#### 1) 資本金の額

3億1千万円

#### 2) 沿革

1998年 2月25日	ステート・ストリート投資顧問株式会社 設立
1998年 3月31日	投資顧問業の登録
1998年 8月28日	ステート・ストリート投信投資顧問株式会社に商号変更
1998年 9月30日	投資一任契約に係る業務の認可
1998年 9月30日	証券投資信託の委託会社としての認可取得
2007年 9月30日	金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第345号）
2008年 7月 1日	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に商号変更

#### 3) 大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号虎ノ門ヒルズ森タワー	6,200株	100%

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

当ファンドは、マザーファンド受益証券に投資し、また実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行うことにより、中長期的にMSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ヘッジベース）の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を直接行うことがあります。

- ① MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ヘッジベース）をベンチマークとします。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③ 外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行います。
- ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記（5）②の3）4）5）に定めるものに限り、以下同じ。）を行うことができます。
- ⑤ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- ⑥ 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。
- ⑦ 信託財産の効率的な運用に資するため等、運用上必要と認めるときには、委託会社もしくは委託会社の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）が設定または運用する国内外投資信託証券等に投資する場合があります。
- ⑧ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

### (2) 【投資対象】

#### ① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- 1) 為替手形

#### ② 投資の対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します（信託約款第15条第1項）。

- 1) 株券または新株引受権証券
  - 2) 国債証券
  - 3) 地方債証券
  - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
  - 6) 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
  - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
  - 9) 特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
  - 10) コマーシャル・ペーパー
  - 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
  - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの
  - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  - 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
  - 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  - 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
  - 17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 19) 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 20) 外国の者に対する権利で19)の有価証券の性質を有するもの
  - 21) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
  - 22) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- なお、1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます(信託約款第15条第2項)。

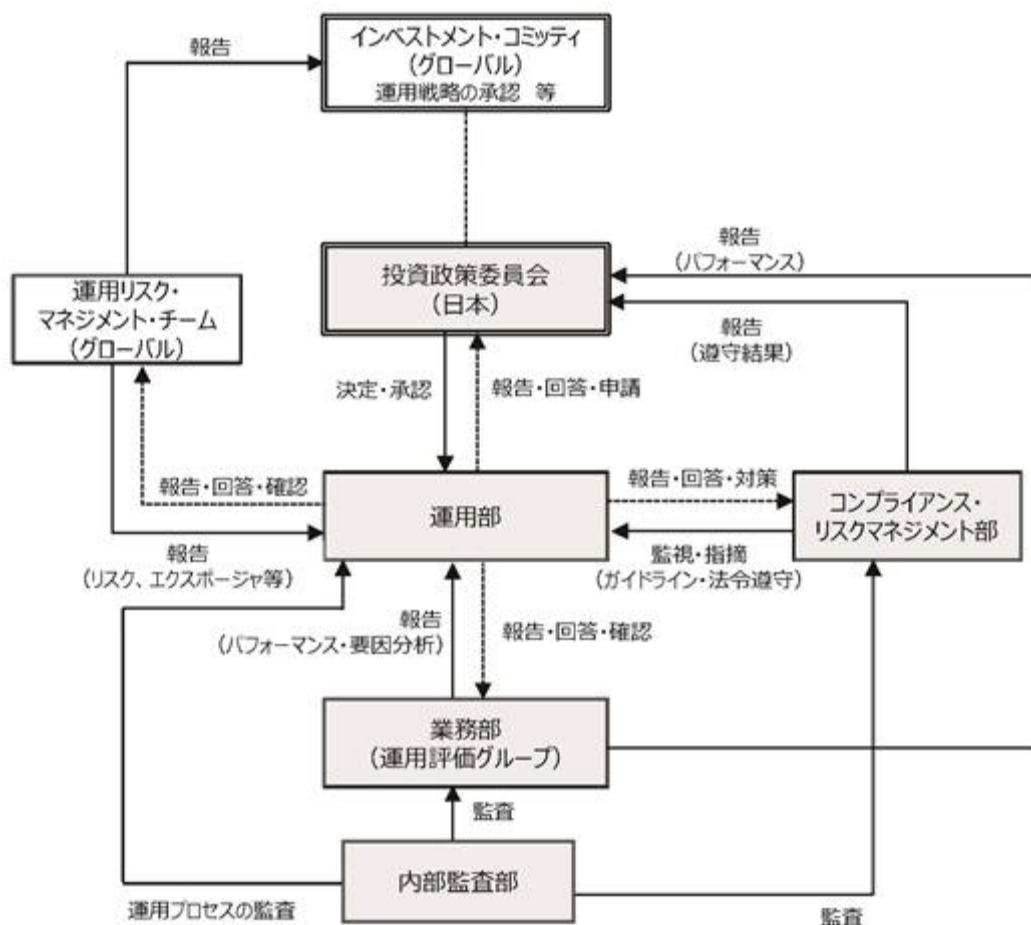
- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

④ 上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用

することの指図ができます(信託約款第15条第3項)。

- ⑤ 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券(取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))な投資信託証券)を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。以下同じ。)の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。(信託約款第15条第4項)
- ⑥ 上記⑤において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。(信託約款第15条第5項)

### (3) 【運用体制】



委託会社において、運用部の各ファンド担当者がそのポートフォリオ管理・運用を行っています。運用モデル/プロセスは基本的に、グループ会社、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・トラスト・カンパニー(所在地:アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市)を中心とした各運用戦略グループ全体で共通のものを使用し、またモデルの改善、運用パフォーマンス、市場環境に関する情報などについて海外運用拠点と十分なコミュニケーションをとることによって、質の高い運用サービスの提供を目指しています。

ファンド担当者は、いずれも国内外の有価証券市場に精通した経験豊富な投資運用の専門家であり、資産クラス・運用戦略ごとの運用チームに配置されています。また、チーム・アプローチによって運用を行うため、特定の担当者に依存することない安定した運用体制となっています。

運用の報告は、投資政策委員会に対してなされます。投資政策委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサー、各運用戦略責任者、業務部の代表等により構成されています。投資政策委員会に

においては、各ファンドのパフォーマンス、ガイドラインに対する適合性、同一戦略のファンド間でのパフォーマンスの乖離状況等の報告を受けます。

グローバルには、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ (SSGA) のグローバル組織である運用リスク・マネジメント・チームが、ポートフォリオの運用リスクモニタリングを定期的に行っています。当チームは運用チームとは独立した組織で、SSGAグローバルのチーフ・リスク・オフィサーに直接報告を行っており、ポートフォリオが顧客のガイドラインや運用戦略に即したリスクをとっているか、また目標リターンに見合ったリスクをとっているか、リスクに対する寄与が意図したエクスポージャーによるものか否か等、運用戦略の中身に実質的にフォーカスしたかたちでモニタリングを行い、その結果は継続的に運用担当チームにフィードバックされています。当チームが行った戦略代表口座の分析結果は、インベストメント・コミッティ (グローバル) およびグローバルの運用戦略責任者によってレビューされています。

上記運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

(信託約款「運用の基本方針」中「収益分配方針」)

毎決算時 (原則として11月30日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日。) に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

##### ① 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益 (評価益を含みます。) 等全額とします。

##### ② 分配対象収益についての分配方針

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

##### ③ 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### <分配金に関する留意事項>

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益 (経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益) を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### (5) 【投資制限】

① 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限は以下の通りです。

- 1) マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
- 2) 株式 (新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。) の実質投資割合には制限を設けません。
- 3) 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。

- 4) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 5) デリバティブ取引は、後記②の3) 4) 5)の範囲で行います。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## ② 信託約款上のその他の投資制限

### 1) 投資する株式等の範囲(信託約款第18条)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

### 2) 信用取引の指図範囲(信託約款第19条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 上記(a)の信用取引の指図にあたっては、当該売り付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- (d) 上記(b)においてマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売り付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) 委託会社は、上記(a)の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

### 3) 先物取引等の運用指図(信託約款第20条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リス

クおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

4) スワップ取引の運用指図(信託約款第21条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
- (d) 上記(c)においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

5) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款第22条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

6) 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款第24条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。
- (b) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

7) 公社債の空売りの指図範囲(信託約款第25条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付け

の決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- (b) 上記(a)の売り付けの指図にあたっては、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

8) 公社債の借入れ(信託約款第26条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 上記(a)の指図にあたっては、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) 上記(a)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

9) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第27条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

10) 外国為替予約取引の指図および範囲(信託約款第28条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) 上記(a)の予約取引の指図は、原則として信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) 上記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (d) 上記(a)、(b)および(c)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます

11) デリバティブ取引等にかかる投資制限(信託約款第23条)

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。



### ③ 法令に基づく投資制限

#### 1) 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

#### 2) デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考）「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」の概要

当ファンドが主たる投資対象とする「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」の概要は、以下の通りです。

#### (1) 投資方針

この投資信託は、日本を除く世界の主要国の株式を投資対象とし、中長期的に日本を除く世界の主要国の株式市場（MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース））の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

日本を除く世界各国の取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とします。

① 株式への投資にあたっては、日本を除く世界各国の株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動した投資成果をめざして運用を行います。

② 株式の組入率は、原則として高位を維持します。

③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④ 信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいう。以下同じ。）を減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑤ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ⑥ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

## (2) 投資対象

### ① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - (a) 有価証券
  - (b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限ります。）
  - (c) 金銭債権
  - (d) 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
  - (a) 為替手形

### ② 投資の対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) コマーシャル・ペーパー
- 7) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から7) までの証券または証書の性質を有するもの
- 9) 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号定めるものをいいます。）
- 10) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）（金融商品取引法第2条第1項第11号定めるものをいいます。）
- 11) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 12) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 13) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 14) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 15) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1) の証券または証書および8) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から5) までの証券および8) の証券または証書のうち2) から5)

までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。また、9) または10) の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
  - 1) 預金
  - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  - 3) コール・ローン
  - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤ 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

### (3) 主な投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ デリバティブ取引は、信託約款第17条、第18条および第19条の範囲で行います。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑦ デリバティブ取引等にかかる投資制限  
委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

## 3 【投資リスク】

### (1) ファンドのリスク特性

当ファンドは、主にマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本を除く世界の主要国の株式に分散投資を行いますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合があります、その運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

#### ① 株価変動リスク

株式の価格は、一般に個々の企業の活動および業績、経営方針、ならびに法令順守の状況等に反応して変動するほか、投資対象国の経済情勢および景気見通し、ならびに金利変動、為替相場および

それらの見通し等にも反応して変動します。したがって、マザーファンドに組み入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落する可能性があります。

## ② 信用リスク

当ファンドは、日本を除く世界の主要国の株式を実質的な投資対象としていることから、株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。したがって、このような状態が生じた場合には、当ファンドが実質的に保有する株式の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

なお、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合（マザーファンドへの投資を通じて実質的に運用する場合を含む）にも、債務不履行などにより損失が発生することがあります。運用資産の規模等によっては、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。また、金融商品取引の相手方や受託会社の決済不履行または債務不履行等により損失を被ることがあります。

## ③ 流動性リスク

投資対象となる有価証券の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てするために実質的に保有する有価証券を大量に売却しなければならない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

また、解約資金の手当てが間に合わず、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって解約金の支払いに対応する場合があります、その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

## ④ 投資対象国への投資リスク

当ファンドが実質的に保有する有価証券の発行国（投資対象国）における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の有価証券への投資に悪影響が及ぶ可能性があります。

## ⑤ 為替変動リスク

当ファンドは、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコストがかかります。

ヘッジコストとは、為替ヘッジに伴う経費を指し、一般的に日本（円）と投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利差に相当します。日本（円）よりも投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利が高い場合、この金利差分がヘッジコストとして収益の低下要因となります。

## ⑥ デリバティブ取引のリスク

先物・スワップ取引等のデリバティブ取引を用いた投資手法は運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による当ファンドおよびマザーファンドへの影響を低減するために用いられますが、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、また用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

## ⑦ パッシブ運用のリスク

当ファンドはパッシブ運用を採用しています。パッシブ運用とは、ベンチマークとするインデックスと連動する投資成果を目指す運用手法であり、ファンド・マネージャーが経済情勢、市場分析等に基づき個別銘柄の売買を行うことによりインデックスを上回る投資成果を目指すアクティブ運用とは異なります。

マザーファンドは、投資成果をインデックスにできるだけ連動させるため、原則としてポートフォリオにおける時価構成をインデックスにおける銘柄別時価構成比に近づけるように投資対象銘柄の売買を行います。ただし、インデックス採用銘柄の変更や資本異動等によりポートフォリオの調整が行われる場合等、個別銘柄の売買等にあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があるため、基準価額の変動率がインデックスの変動率に一致せず、ファンドの投資成果がインデックスの投資成果に連動しない場合があります。また、インデックス採用銘柄の売買停止等の理由により当該銘柄に投資できない場合、インデックスの投資成果に連動させるため、インデックス採用銘柄以外の銘柄に投資する場合があります。

⑧ ファミリーファンド方式のリスク

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド（ベビーファンド）に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入る有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあり、これにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(2) その他の留意点

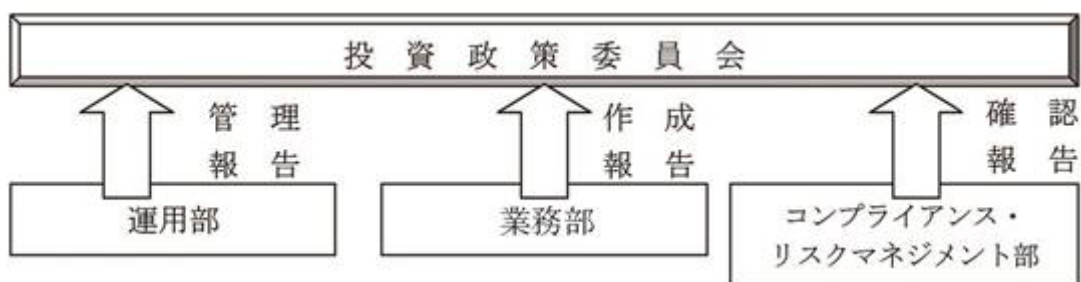
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。

(3) リスク管理体制



運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは信託約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率と対ベンチマーク超過リターンの算出と要因分析を行います。

コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。

投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をします。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

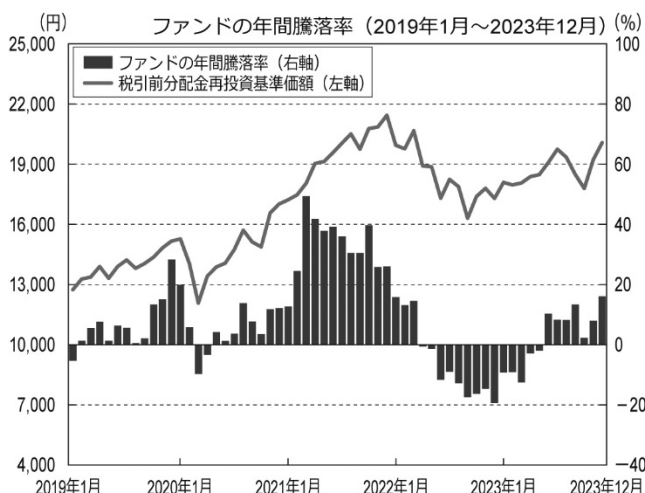
取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

上記リスクに対する管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

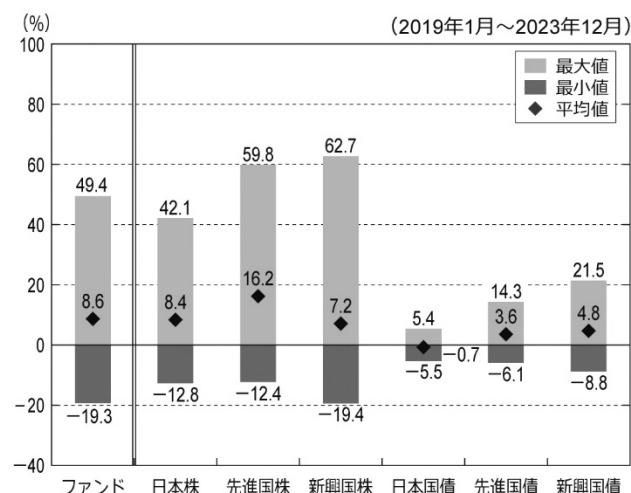
## ＜参考情報＞代表的な資産クラスと騰落率の比較等

投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

### ＜ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移＞



### ＜ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞



- ・上記の左グラフは、各月末におけるファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
  - ・分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
  - ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
  - ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
  - ・上記の右グラフは、ファンドと代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を表示しています。
  - ・代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しています。
- ※上記のグラフは過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## 「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数

### 日本株:TOPIX(東証株価指数、配当込み)

TOPIX(東証株価指数、配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

### 先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

### 新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

### 日本国債:NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

### 先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

### 新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

##### (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に年率0.0715%（税抜0.065%）の信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末（当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のときに信託財産中から支払います。

<信託報酬率の配分（税抜）>

支払先	信託報酬率（年率）	役務の内容
委託会社	0.025%	委託した資金の運用、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	0.01%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※消費税等相当額は、消費税および地方消費税に相当する金額です。

##### (4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末（ただし、当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 上記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。
- ④ ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引、オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。  
信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

上記のほか、信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。

その他の手数料等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

※上記（1）～（4）の当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。



## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われ、日本の居住者（法人を含みます。）である受益者については、以下のような取扱いとなります。なお、税制が改正された場合には、その内容が変更されることがあります。

### ■個人、法人別の課税について■

#### ◆個人の投資者に対する課税

##### <収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。

##### <換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります。）との損益通算が可能です。また、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

#### ※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。

#### ◆法人の投資者に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%）の税率で源泉徴収\*が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

##### <注1>個別元本について

- ① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。  
ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

##### <注2>収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ② 投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2023年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

### (1) 【投資状況】

(2023年12月29日現在)

種類	国/地域名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	13,473,898,052	96.90
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		431,516,402	3.10
純資産総額		13,905,414,454	100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

#### <参考情報>

親投資信託受益証券 (外国株式インデックス・オープン・マザーファンド)

(2023年12月29日現在)

種類	国/地域名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	177,533,233,625	70.44
	イギリス	10,186,127,905	4.04
	フランス	8,310,111,337	3.30
	カナダ	8,286,125,140	3.29
	スイス	6,897,320,476	2.74
	ドイツ	5,977,484,981	2.37
	オーストラリア	5,032,122,263	2.00
	オランダ	3,261,320,410	1.29
	デンマーク	2,336,238,815	0.93
	スウェーデン	2,253,091,153	0.89
	スペイン	1,873,600,047	0.74
	イタリア	1,833,695,008	0.73
	香港	1,449,453,075	0.57
	シンガポール	847,245,982	0.34
	フィンランド	750,317,416	0.30
	ベルギー	642,347,046	0.25
	イスラエル	477,078,578	0.19
	ノルウェー	466,757,571	0.19
	アイルランド	362,919,738	0.14
	ポルトガル	155,243,248	0.06
ニュージーランド	140,025,245	0.06	
オーストリア	128,025,396	0.05	
小計		239,199,884,455	94.91
投資証券	アメリカ	4,373,993,910	1.74
	オーストラリア	300,251,766	0.12
	シンガポール	100,633,799	0.04
	フランス	97,654,702	0.04
	イギリス	85,163,816	0.03
	香港	60,824,142	0.02
	カナダ	24,588,630	0.01
	ベルギー	22,648,169	0.01
	小計		5,065,758,934
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		7,755,539,389	3.08
純資産総額		252,021,182,778	100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(2023年12月29日現在)

順位	国/ 地域名	種類	銘柄名	業種	数量 (口)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	外国株式インデックス・オープン・マザーファンド	—	2,353,971,602	5.6242	13,239,207,084	5.7239	13,473,898,052	96.90

(注1) 投資有価証券は1銘柄です。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	—	96.90
合計		96.90

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

② 【投資不動産物件】

該当する事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当する事項はありません。

<参考情報>

親投資信託受益証券 (外国株式インデックス・オープン・マザーファンド)

① 投資有価証券の主要銘柄 (上位30銘柄)

(2023年12月29日現在)

順位	国/ 地域名	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	474,868	26,858.34	12,754,169,570	27,455.45	13,037,715,295	5.17
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	214,332	53,732.31	11,516,553,905	53,225.96	11,408,026,973	4.53
3	アメリカ	株式	AMAZON COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	282,060	20,752.29	5,853,391,214	21,753.88	6,135,900,916	2.43
4	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	75,000	68,271.78	5,120,383,607	70,237.05	5,267,778,945	2.09
5	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	180,040	19,145.63	3,446,979,531	19,888.82	3,580,783,315	1.42
6	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-A	メディア・娯楽	67,552	47,109.56	3,182,345,501	50,820.52	3,433,028,145	1.36
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	158,620	19,345.61	3,068,600,976	20,037.74	3,178,386,700	1.26
8	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	86,800	34,623.72	3,005,339,264	35,908.51	3,116,859,484	1.24
9	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	13,476	133,431.56	1,798,123,744	159,191.41	2,145,263,445	0.85
10	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	88,590	21,887.20	1,938,987,544	24,153.64	2,139,771,765	0.85
11	アメリカ	株式	UNITED HEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	28,191	75,876.21	2,139,026,332	74,446.56	2,098,723,170	0.83
12	アメリカ	株式	ELI LILLY AND COMPANY	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	24,509	83,943.03	2,057,359,740	82,381.95	2,019,099,347	0.80
13	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	39,734	50,875.34	2,021,480,965	50,714.15	2,015,076,159	0.80

14	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	48,795	36,057.44	1,759,422,829	36,932.53	1,802,122,899	0.72
15	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORPORATION	エネルギー	121,551	14,514.88	1,764,298,446	14,209.94	1,727,233,353	0.69
16	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	73,066	21,573.76	1,576,308,443	22,207.74	1,622,630,833	0.64
17	アメリカ	株式	MASTERCARD INC-CLASS A	金融サービス	25,614	58,124.77	1,488,807,874	60,464.96	1,548,749,629	0.61
18	アメリカ	株式	HOME DEPOT	一般消費財・サービス流通・小売り	30,439	44,111.96	1,342,724,151	49,266.06	1,499,609,868	0.60
19	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	71,539	21,435.71	1,533,489,726	20,668.88	1,478,631,428	0.59
20	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	99,120	14,532.91	1,440,502,591	14,718.05	1,458,853,711	0.58
21	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	12,245	98,855.22	1,210,482,251	107,768.60	1,319,626,605	0.52
22	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	80,873	16,677.63	1,348,770,068	16,283.94	1,316,931,856	0.52
23	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	13,427	83,376.18	1,119,492,020	94,047.47	1,262,775,420	0.50
24	アメリカ	株式	MERCK & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	76,860	14,343.26	1,102,423,571	15,426.84	1,185,707,622	0.47
25	アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	53,657	19,646.54	1,054,174,487	21,948.19	1,177,674,165	0.47
26	アメリカ	株式	CHEVRON CORPORATION	エネルギー	54,995	20,410.75	1,122,489,488	21,241.87	1,168,197,141	0.46
27	アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェア・サービス	13,828	87,564.42	1,210,840,851	84,462.60	1,167,948,855	0.46
28	アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウェア・サービス	29,527	32,670.54	964,663,049	37,667.21	1,112,199,751	0.44
29	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	217,587	4,298.86	935,377,639	4,805.20	1,045,549,139	0.41
30	アメリカ	株式	COCA-COLA CO	食品・飲料・タバコ	124,207	8,258.76	1,025,795,915	8,332.51	1,034,956,380	0.41

(注1) 評価金額の上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

#### 種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
株式	ソフトウェア・サービス	9.81
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.70
	資本財	6.74
	金融サービス	6.58
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.56
	半導体・半導体製造装置	6.45
	メディア・娯楽	5.83
	銀行	5.34
	エネルギー	4.56
	一般消費財・サービス流通・小売り	4.51
	ヘルスケア機器・サービス	4.24
	素材	3.95
	食品・飲料・タバコ	3.41
	保険	2.98
	公益事業	2.60
	消費者サービス	2.06
	自動車・自動車部品	2.02

	運輸	1.79
	生活必需品流通・小売り	1.66
	家庭用品・パーソナル用品	1.58
	商業・専門サービス	1.54
	耐久消費財・アパレル	1.52
	電気通信サービス	1.14
	不動産管理・開発	0.34
	小計	94.91
投資証券	—	2.01
合計		96.92

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

②投資不動産物件

該当する事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

資産の種類	資産の名称	取引所等	買建 ／ 売建	通貨	数量	簿価金額 (現地通貨)	評価金額 (現地通貨)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引	MINI S&P 500	シカゴ商業取引 所	買建	アメリカ・ ドル	170	39,615,371.99	41,074,125.00	5,825,543,148	2.31
	EURO STOXX 50	ユーレックス・ ドイツ金融先物 取引所	買建	ユーロ	116	5,298,261.34	5,272,200.00	828,368,064	0.33
	FTSE100INDEX	インターコンチ ネンタル取引所	買建	イギリス・ ポンド	24	1,815,480.00	1,858,920.00	335,869,665	0.13
	S&P 60	モンテリオール 取引所	買建	カナダ・ドル	12	2,956,416.00	3,044,880.00	326,532,931	0.13
	SPI 200	シドニー先物取 引所	買建	オーストラ リア・ドル	14	2,592,100.00	2,662,450.00	258,097,903	0.10
	FSMI INDEX	ユーレックス・ チューリッヒ取 引所	買建	スイス・フ ラン	12	1,325,160.00	1,322,160.00	222,440,198	0.09

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

(注2) 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しています。

(注3) 先物取引の評価においては、原則として主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価  
しています。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

2023年12月29日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通  
りです。

計算期間・月末		純資産総額 (円)		1口当たりの 純資産額 (円)	
第1期	(2016年11月30日)	分配付 :	550,279,662	分配付 :	1.0779
		分配落 :	549,769,141	分配落 :	1.0769
第2期	(2017年11月30日)	分配付 :	3,144,958,867	分配付 :	1.2768
		分配落 :	3,132,643,001	分配落 :	1.2718
第3期	(2018年11月30日)	分配付 :	5,460,697,026	分配付 :	1.2829
		分配落 :	5,460,697,026	分配落 :	1.2829
第4期	(2019年12月 2日)	分配付 :	8,545,858,499	分配付 :	1.4692
		分配落 :	8,545,858,499	分配落 :	1.4692
第5期	(2020年11月30日)	分配付 :	11,390,409,433	分配付 :	1.6494
		分配落 :	11,390,409,433	分配落 :	1.6494

第6期	(2021年11月30日)	分配付： 14,527,942,141 分配落： 14,527,942,141	分配付： 2.0758 分配落： 2.0758
第7期	(2022年11月30日)	分配付： 12,317,834,358 分配落： 12,317,834,358	分配付： 1.7707 分配落： 1.7707
第8期	(2023年11月30日)	分配付： 13,602,241,021 分配落： 13,602,241,021	分配付： 1.9120 分配落： 1.9120
2022年12月末日		10,937,066,451	1.7212
2023年 1月末日		11,819,974,589	1.8008
2月末日		11,748,257,359	1.7875
3月末日		12,057,804,951	1.7978
4月末日		12,219,126,384	1.8288
5月末日		12,323,871,607	1.8390
6月末日		12,714,023,455	1.8993
7月末日		13,175,797,704	1.9656
8月末日		13,087,461,995	1.9259
9月末日		12,572,720,369	1.8396
10月末日		12,671,443,155	1.7703
11月末日		13,602,241,021	1.9120
12月末日		13,905,414,454	1.9978

## ②【分配の推移】

	計算期間	一口当たりの分配金
第1期	自2016年 5月 9日 至2016年11月30日	0.0010円
第2期	自2016年12月 1日 至2017年11月30日	0.0050円
第3期	自2017年12月 1日 至2018年11月30日	0.0000円
第4期	自2018年12月 1日 至2019年12月 2日	0.0000円
第5期	自2019年12月 3日 至2020年11月30日	0.0000円
第6期	自2020年12月 1日 至2021年11月30日	0.0000円
第7期	自2021年12月 1日 至2022年11月30日	0.0000円
第8期	自2022年12月 1日 至2023年11月30日	0.0000円

## ③【収益率の推移】

	計算期間	収益率
第1期	自2016年 5月 9日 至2016年11月30日	7.8%
第2期	自2016年12月 1日 至2017年11月30日	18.6%
第3期	自2017年12月 1日 至2018年11月30日	0.9%
第4期	自2018年12月 1日 至2019年12月 2日	14.5%

第5期	自2019年12月 3日 至2020年11月30日	12.3%
第6期	自2020年12月 1日 至2021年11月30日	25.9%
第7期	自2021年12月 1日 至2022年11月30日	△14.7%
第8期	自2022年12月 1日 至2023年11月30日	8.0%

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額（設定時は当初元本額）を控除した額を、前期末の分配落基準価額（同）で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	自2016年 5月 9日 至2016年11月30日	557,275,027	46,753,481	510,521,546
第2期	自2016年12月 1日 至2017年11月30日	2,371,210,308	418,558,524	2,463,173,330
第3期	自2017年12月 1日 至2018年11月30日	3,187,690,501	1,394,358,652	4,256,505,179
第4期	自2018年12月 1日 至2019年12月 2日	4,111,251,581	2,551,038,353	5,816,718,407
第5期	自2019年12月 3日 至2020年11月30日	4,806,948,862	3,717,723,728	6,905,943,541
第6期	自2020年12月 1日 至2021年11月30日	4,156,513,100	4,063,568,574	6,998,888,067
第7期	自2021年12月 1日 至2022年11月30日	3,537,949,792	3,580,234,793	6,956,603,066
第8期	自2022年12月 1日 至2023年11月30日	2,323,226,546	2,165,698,887	7,114,130,725

(注1) 日本国外における設定、解約はありません。

(注2) 第1期の設定口数は、当初募集期間の設定口数を含みます。



## 基準価額・純資産の推移



※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。分配金再投資基準価額は税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。

### <基準価額・純資産総額>

基準価額	19,978円
純資産総額	13,905百万円

### 分配の推移

決算期	分配金
第4期 (2019年12月2日)	0円
第5期 (2020年11月30日)	0円
第6期 (2021年11月30日)	0円
第7期 (2022年11月30日)	0円
第8期 (2023年11月30日)	0円
設定来累計	60円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

## 主要な資産の状況

(マザーファンドのデータを表示しています。)

### <銘柄別投資比率>

	国/地域名	種類	銘柄名	投資比率
1	アメリカ	株式	APPLE INC	5.17%
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	4.53%
3	アメリカ	株式	AMAZON COM INC	2.43%
4	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	2.09%
5	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	1.42%
6	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-A	1.36%
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	1.26%
8	アメリカ	株式	TESLA INC	1.24%
9	アメリカ	株式	BROADCOM INC	0.85%
10	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	0.85%

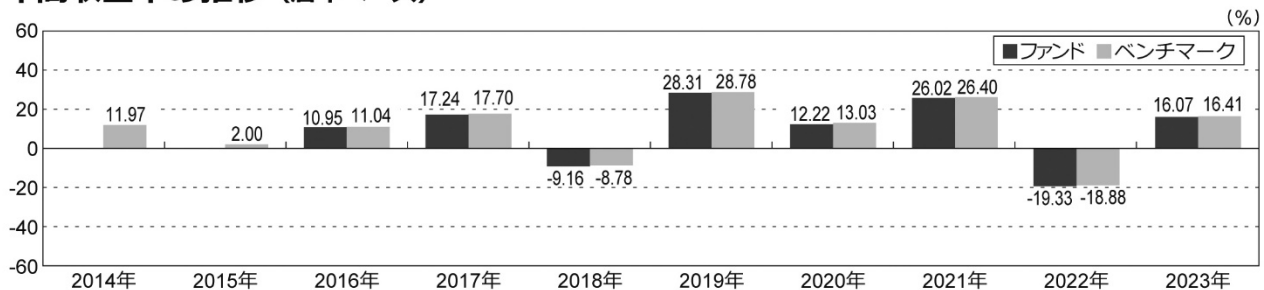
(注) 投資比率は、マザーファンド純資産総額に対する各評価金額の比率で、上位10銘柄について記載しています。

### <業種別投資比率>

	業種	投資比率
1	ソフトウェア・サービス	9.81%
2	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.70%
3	資本財	6.74%
4	金融サービス	6.58%
5	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.56%
6	半導体・半導体製造装置	6.45%
7	メディア・娯楽	5.83%
8	銀行	5.34%
9	エネルギー	4.56%
10	一般消費財・サービス流通・小売り	4.51%

(注) 投資比率は、マザーファンド純資産総額に対する各評価金額の比率で、上位10業種について記載しています。

## 年間収益率の推移 (暦年ベース)



※2016年のファンドとベンチマークの年間収益率は設定日から年末までで算出しています。

※年間収益率の推移は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

- 上記の運用実績は、過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。
- 上記のベンチマークの情報は参考情報です。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

- 1) 当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に所定の方法で取引口座を開設のうえ、当ファンドの取得申込みを行ってください。
- 2) 当ファンドには「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」があります。なお、取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。その際、「分配金再投資コース」をお申し込みいただく方は、ご購入に際して、当ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（別の名称で同様の内容を有する契約を含みます。）を販売会社との間で結んでいただきます。ただし、「分配金再投資コース」を申し込まれた場合でも、分配金を定期的に受け取る旨の契約を締結することもできます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 3) 当ファンドの取得申込みの申込受付締切時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとし、この受付時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。
- 4) 申込単位（購入単位）は、販売会社が定める単位にて受付けます。
- 5) 取得申込価額（購入価額）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。基準価額は、販売会社または委託会社においてご確認いただけます。基準価額の照会方法については、後記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価 3）基準価額の公表」をご参照ください。
- 6) 取得申込代金（購入代金）は、購入価額に取得申込の口数を乗じて得た金額に申込手数料（購入時手数料）および当該手数料に係る消費税等相当額を加えた金額です。
- 7) 購入代金は販売会社が定める期日までにお支払いください。
- 8) 購入時手数料は前記「4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。
- 9) 購入申込不可日は、原則として、米国もしくは英国の取引所または銀行の休業日に該当する日です。
- 10) 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた受益権の取得申込の受け取りを取消することがあります。
- 11) 当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。販売会社は、当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

### 2【換金（解約）手続等】

- 1) 受益者（当ファンドの受益権を取得した者）は、自己に帰属する受益権につき、取得申込みを行った販売会社を通じ、委託会社に一部解約の実行の請求を行うことにより、当ファンドを換金することができます。
- 2) 当ファンドの換金申込みの申込受付締切時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとし、この受付時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。
- 3) 解約単位（換金単位）は、販売会社が定める単位にて受付けます。
- 4) 解約価額（換金価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額です。換金価額は、販売会社または委託会社においてご確認いただけます。換金価額の照会方法については、後記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価 3）基準価額の公表」をご参照ください。
- 5) 信託財産留保額はありませぬ。

- 6) 換金代金（換金価額に換金する口数を乗じて得た金額）は、原則として換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。
- 7) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
- 8) 換金申込不可日は、原則として、米国もしくは英国の取引所または銀行の休業日に該当する日です。
- 9) 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社の判断により、受益権の換金申込の受付を中止することおよび既に受付けた受益権の換金申込の受け取りを取消すことがあります。
- 10) 換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### 1) 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

投資対象とするマザーファンド受益証券は、当該マザーファンド受益証券の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### <主要投資対象の評価方法>

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券等	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

##### 2) 基準価額の算出頻度

基準価額は原則として委託会社の営業日において日々算出されます。

##### 3) 基準価額の公表

基準価額は、販売会社でご確認いただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「MA先進株有」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

<照会先>

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03-4530-7333

(受付時間：原則として委託会社の営業日午前9時～午後5時)

ホームページアドレス：www.ssga.com/jp

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限ですが、後記(5)の1)2)3)5)の事由により信託が終了する場合があります。

(4) 【計算期間】

- 1) 当ファンドの計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、上記1)の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、後記(5)の1)2)3)5)に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

1) 信託契約の解約

- (a) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することによりこの信託の受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、上記(a)の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドに係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) 上記(b)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(c)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 上記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- (e) 上記(b)から上記(d)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(b)から上記(d)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

2) 信託契約に関する監督官庁の命令

- (a) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたが

- い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (b) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記6)の規定にしたがいます。
- 3) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い
- (a) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (b) 上記(a)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記6)の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 4) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
- (a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (b) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- 5) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
- (a) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記6)の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- (b) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 6) 信託約款の変更等
- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本6)に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (b) 委託会社は、上記(a)の事項(信託約款の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドに係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) 上記(b)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(c)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 上記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(f) 上記(b)から上記(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(g) 上記(a)から上記(f)までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 7) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が前記「2 換金（解約）手続等」に規定する一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記1)に規定する投資信託の解約または上記6)に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### 8) 運用報告書の交付

毎決算時（毎年11月30日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日。）および償還時に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成します。

(a) 交付運用報告書は、知っている受益者に対して販売会社を通じて交付されます。

(b) 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（[www.ssga.com/jp](http://www.ssga.com/jp)）に掲載されます。

ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、販売会社を通じて交付されます。

#### 9) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 10) 関係法人との契約の更改に関する手続き等

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、契約期間満了3ヶ月前までに、別段の意思表示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとします。

## 4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次の通りです。

### ① 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、自動けいぞく投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

② 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

③ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

④ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行行使することができます。

⑤ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間(2022年12月1日から2023年11月30日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。



# 独立監査人の監査報告書

2024年2月9日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 榎原 康太

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているステート・ストリート先進国株式インデックス・オープン（為替ヘッジあり）の2022年12月1日から2023年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート先進国株式インデックス・オープン（為替ヘッジあり）の2023年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ステート・ストリート先進国株式インデックス・オープン（為替ヘッジあり）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 (2022年11月30日現在)	第8期 (2023年11月30日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	175,406	721,721
コール・ローン	40,264,879	54,391,685
親投資信託受益証券	11,665,070,605	13,411,995,181
派生商品評価勘定	671,158,412	255,477,840
未収入金	4,500,000	18,400,000
流動資産合計	12,381,169,302	13,740,986,427
資産合計	12,381,169,302	13,740,986,427
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	19,093,041	66,154,052
未払解約金	29,189,936	56,292,971
未払受託者報酬	1,963,305	2,125,866
未払委託者報酬	12,434,182	13,463,793
未払利息	107	146
その他未払費用	654,373	708,578
流動負債合計	63,334,944	138,745,406
負債合計	63,334,944	138,745,406
純資産の部		
元本等		
元本	6,956,603,066	7,114,130,725
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,361,231,292	6,488,110,296
（分配準備積立金）	2,082,721,685	1,735,389,752
元本等合計	12,317,834,358	13,602,241,021
純資産合計	12,317,834,358	13,602,241,021
負債純資産合計	12,381,169,302	13,740,986,427

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期 自 2021年12月 1日 至 2022年11月30日	第8期 自 2022年12月 1日 至 2023年11月30日
営業収益		
有価証券売買等損益	600,170,767	2,554,954,576
為替差損益	△2,573,981,511	△1,588,687,400
営業収益合計	△1,973,810,744	966,267,176
営業費用		
支払利息	30,729	23,951
受託者報酬	4,120,789	4,079,978
委託者報酬	26,098,198	25,839,770
その他費用	1,379,624	1,366,100
営業費用合計	31,629,340	31,309,799
営業利益又は営業損失(△)	△2,005,440,084	934,957,377
経常利益又は経常損失(△)	△2,005,440,084	934,957,377
当期純利益又は当期純損失(△)	△2,005,440,084	934,957,377
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△536,748,526	69,351,352
期首剰余金又は期首欠損金(△)	7,529,054,074	5,361,231,292
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,042,056,934	1,934,541,222
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	3,042,056,934	1,934,541,222
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,741,188,158	1,673,268,243
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	3,741,188,158	1,673,268,243
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	5,361,231,292	6,488,110,296

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

第7期 (2022年11月30日現在)	第8期 (2023年11月30日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	第7期 (2022年11月30日現在)	第8期 (2023年11月30日現在)
1 期首元本額	6,998,888,067円	6,956,603,066円
期中追加設定元本額	3,537,949,792円	2,323,226,546円
期中一部解約元本額	3,580,234,793円	2,165,698,887円
2 受益権の総数	6,956,603,066口	7,114,130,725口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第7期 自 2021年12月1日 至 2022年11月30日	第8期 自 2022年12月1日 至 2023年11月30日
1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(190,293,959円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(3,553,838,995円)及び分配準備積立金(1,892,427,726円)より分配対象収益は5,636,560,680円(1万口当たり8,102円)ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(220,601,208円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(4,752,720,544円)及び分配準備積立金(1,514,788,544円)より分配対象収益は6,488,110,296円(1万口当たり9,119円)ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4) 附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクに晒されております。</p> <p>デリバティブ取引には、外貨建資産の為替変動リスクを回避するために利用している為替予約取引があり、為替変動リスク等の市場リスク及びカウンターパーティーリスク等の信用リスクに晒されております。</p>
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。</p>

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第7期 (2022年11月30日現在)	第8期 (2023年11月30日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	<p>貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。</p>	<p>同左</p>
2 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p>

3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	(3)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。	(3)デリバティブ取引 同左
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	第7期 (2022年11月30日現在)	第8期 (2023年11月30日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	530,976,072	2,297,775,094
合計	530,976,072	2,297,775,094

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(単位：円)

区 分	種 類	第7期 (2022年11月30日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引 以外の取 引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	277,123,000	—	260,753,851	△16,369,149
	カナダ・ドル	12,907,000	—	12,145,234	△761,766
	オーストラリア・ドル	7,628,000	—	7,478,018	△149,982
	イギリス・ポンド	15,071,000	—	14,740,088	△330,912
	スイス・フラン	10,134,000	—	9,964,439	△169,561
	香港・ドル	10,265,000	—	9,659,489	△605,511
	スウェーデン・クローナ	3,376,000	—	3,301,056	△74,944
	デンマーク・クローネ	1,528,000	—	1,495,388	△32,612
	ユーロ	30,655,000	—	30,072,151	△582,849
	売建				
	アメリカ・ドル	9,239,425,502	—	8,659,780,111	579,645,391
	カナダ・ドル	458,785,174	—	431,419,134	27,366,040
	オーストラリア・ドル	270,538,656	—	264,724,655	5,814,001
	イギリス・ポンド	533,687,838	—	519,633,163	14,054,675

スイス・フラン	359,463,305	—	352,583,079	6,880,226
香港・ドル	95,856,433	—	90,211,683	5,644,750
シンガポール・ドル	50,377,827	—	48,596,446	1,781,381
ニュージーランド・ドル	5,892,397	—	5,892,191	206
スウェーデン・クローナ	119,238,801	—	116,640,102	2,598,699
ノルウェー・クローネ	28,131,469	—	27,410,428	721,041
デンマーク・クローネ	94,003,182	—	92,075,476	1,927,706
イスラエル・シェケル	29,678,189	—	28,373,070	1,305,119
ユーロ	1,087,170,798	—	1,063,767,376	23,403,422
合計	12,740,936,571	—	12,050,716,628	652,065,371

(単位：円)

区分	種類	第8期(2023年11月30日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	750,129,429	—	734,050,672	△16,078,757
	カナダ・ドル	35,528,436	—	35,403,568	△124,868
	オーストラリア・ドル	20,287,518	—	20,644,005	356,487
	イギリス・ポンド	56,658,183	—	57,831,190	1,173,007
	スイス・フラン	25,730,924	—	26,103,415	372,491
	香港・ドル	1,547,000	—	1,519,691	△27,309
	シンガポール・ドル	3,577,000	—	3,583,050	6,050
	スウェーデン・クローナ	9,534,000	—	10,033,823	499,823
	ノルウェー・クローネ	2,092,000	—	2,138,466	46,466
	デンマーク・クローネ	3,817,000	—	3,873,364	56,364
	イスラエル・シェケル	2,361,000	—	2,523,287	162,287
	ユーロ	87,429,929	—	88,342,230	912,301
	売建				
	アメリカ・ドル	10,123,482,150	—	9,875,586,961	247,895,189
	カナダ・ドル	448,891,565	—	447,091,469	1,800,096
	オーストラリア・ドル	282,495,782	—	288,106,526	△5,610,744
	イギリス・ポンド	584,034,906	—	596,346,859	△12,311,953
	スイス・フラン	391,939,625	—	397,564,517	△5,624,892
	香港・ドル	88,729,412	—	86,693,023	2,036,389
	シンガポール・ドル	54,139,943	—	54,234,993	△95,050
	ニュージーランド・ドル	6,951,637	—	7,188,884	△237,247
	スウェーデン・クローナ	117,894,596	—	124,018,301	△6,123,705
	ノルウェー・クローネ	26,198,216	—	26,781,487	△583,271
	デンマーク・クローネ	125,379,520	—	127,028,044	△1,648,524
	イスラエル・シェケル	23,694,422	—	25,353,969	△1,659,547
	ユーロ	1,288,307,342	—	1,304,174,637	△15,867,295
	合計	14,560,831,535	—	14,346,216,431	189,323,788

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。



- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
  - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- (3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
  3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
  4. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第7期 (2022年11月30日現在)	第8期 (2023年11月30日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.7707円 (17,707円)	1.9120円 (19,120円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当する事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	外国株式インデックス・オープン・ マザーファンド	2,384,821,064	13,411,995,181	
合 計		2,384,821,064	13,411,995,181	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額は、証券数です。

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表 (デリバティブ取引等関係に関する注記)」に記載しております。

<参考>

当ファンドは「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(2022年11月30日現在)	(2023年11月30日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		4,513,997,651	3,547,366,559
金銭信託		15,982,061	41,892,564
コール・ローン		3,668,727,879	3,157,185,233
株式		193,830,249,588	235,646,793,215
投資証券		4,527,543,756	4,766,064,584
派生商品評価勘定		259,934,902	168,779,174
未収入金		68,446,073	72,680,960
未収配当金		274,843,828	326,225,125
差入委託証拠金		1,530,641,103	811,933,509
流動資産合計		208,690,366,841	248,538,920,923
資産合計		208,690,366,841	248,538,920,923
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		183,831,220	48,822,637
未払解約金		53,290,000	354,373,700
未払利息		9,816	8,482
その他未払費用		1,419	3,378
流動負債合計		237,132,455	403,208,197
負債合計		237,132,455	403,208,197
純資産の部			
元本等			
元本	1	45,330,301,139	44,121,532,706
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		163,122,933,247	204,014,180,020
元本等合計		208,453,234,386	248,135,712,726
純資産合計		208,453,234,386	248,135,712,726
負債純資産合計		208,690,366,841	248,538,920,923

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年12月1日から、翌年11月30日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 外国先物の評価においては、個別法に基づき、原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定しております。  為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。
4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2022年11月30日現在)	(2023年11月30日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	(2022年11月30日現在)	(2023年11月30日現在)
1 期首元本額	47,285,974,098円	45,330,301,139円
期中追加設定元本額	5,354,506,355円	3,287,174,493円
期中一部解約元本額	7,310,179,314円	4,495,942,926円
元本の内訳		
ファンド名		
ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン	5,193,280,292円	5,035,657,842円
ステート・ストリートDC外国株式インデックス・オープン	6,309,394,089円	6,140,535,410円
ステート・ストリートDCグローバル株式インデックス・オープン	79,461,910円	89,444,773円
AMC/ステート・ストリート・リスクバジェット型バランス・オープン(ステイブル)	53,544,059円	47,329,431円
外国株式インデックス・ファンドVA1(適格機関投資家専用)	71,820,942円	61,048,276円
外国株式インデックス・ファンドVA2(適格機関投資家専用)	25,389,889円	18,290,193円
バランスファンドVA30A<適格機関投資家限定>	1,133,923円	348,135円
バランスファンドVA30B<適格機関投資家限定>	19,215,214円	11,072,180円
バランスファンドVA40A<適格機関投資家限定>	46,223円	40,669円
バランスファンドVA40B<適格機関投資家限定>	1,863,710円	651,096円
バランスファンドVA50A<適格機関投資家限定>	3,208,899円	1,676,070円
バランスファンドVA50B<適格機関投資家限定>	3,274,486,650円	2,651,005,976円
バランスファンドVA50C<適格機関投資家限定>	858,774円	651,157円
バランスファンドVA25A<適格機関投資家限定>	293,978,500円	207,590,734円
バランスファンドVA37.5A<適格機関投資家限定>	312,519,879円	247,340,354円
バランスファンドVA75A<適格機関投資家限定>	28,346,142円	21,581,023円
4資産バランス20VA<適格機関投資家限定>	78,662,520円	54,555,969円
4資産バランス40VA<適格機関投資家限定>	1,153,106,119円	911,290,717円
4資産バランス30VA<適格機関投資家限定>	158,557,757円	112,234,879円
バランスファンドVA35A<適格機関投資家限定>	586,493,789円	438,263,605円
バランスファンドVA40C<適格機関投資家限定>	25,522,216円	20,409,019円

資家限定>		
グローバル4資産30VA<適格機関 投資家限定>	16,761,437円	12,604,737円
グローバル4資産45VA<適格機関 投資家限定>	22,157,667円	18,084,885円
4資産バランス30VA2<適格機関 投資家限定>	8,677,312円	6,346,133円
バランスファンドVA25B<適格機 関投資家限定>	117,865,377円	87,744,666円
バランスファンドVA20A<適格機 関投資家限定>	310,134円	215,623円
バランスファンドVA35B<適格機 関投資家限定>	693,530円	345,764円
外国株式インデックス・ファンドVA 3<適格機関投資家限定>	165,613,182円	200,402,541円
4資産インデックスバランスVA20 <適格機関投資家限定>	109,510,970円	85,450,632円
4資産インデックスバランスVA50 <適格機関投資家限定>	17,917,122円	16,046,986円
T a dリスクバジェット型マルチ配分 戦略ファンド（ステイブル）年金<適 格機関投資家限定>	18,663,041円	15,945,570円
T a dリスクバジェット型マルチ配分 戦略ファンド（ステイブル）<適格機 関投資家限定>	11,926,274円	15,356,427円
ステート・ストリート先進国株式イン デックス・オープン	394,504,770円	237,173,259円
ステート・ストリート先進国株式イン デックス・オープン（為替ヘッジあ り）	2,536,712,103円	2,384,821,064円
全世界株式インデックス・ファンド	1,851,020,895円	2,477,765,492円
世界バランス40VA<適格機関投資 家限定>	6,396,713円	5,335,170円
世界バランス60VA<適格機関投資 家限定>	20,370,208円	6,387,771円
グローバルバランス40VA<適格機 関投資家限定>	451,057円	263,196円
グローバルバランス40VA2<適格 機関投資家限定>	694,925,432円	535,944,743円
グローバルバランス40VA3<適格 機関投資家限定>	26,951,395円	15,388,746円
グローバルバランス50VA<適格機 関投資家限定>	10,978,429円	10,127,293円
ワールドエクイティ・ファンドVL< 適格機関投資家限定>	21,627,002,595円	21,918,764,500円
計	45,330,301,139円	44,121,532,706円
2 受益権の総数	45,330,301,139口	44,121,532,706口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクに晒されております。</p> <p>デリバティブ取引には、株価指数先物取引、為替予約取引があり、株価指数先物取引はファンド資金の流出入等に伴う組入比率やキャッシュ・ポジションの調整、現物資産の流動性や取引コスト等を勘案した場合の代替など、効率的な運用に資する目的として、また為替予約取引は保有外貨建資産の売却代金、償還金、配当金等の受取りまたは支払い目的に関連して利用しております。これらは、それぞれの取引種類により、株価変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク及びカウンターパーティーリスク等の信用リスクに晒されております。</p>
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。</p>

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	(2022年11月30日現在)	(2023年11月30日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	<p>貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。</p>	<p>同左</p>
2 金融商品の時価の算定方法	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 同左</p>

3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。</p>	(3)デリバティブ取引 同左
	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	同左

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	(2022年11月30日現在)	(2023年11月30日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	△30,485,027,691	26,146,525,583
投資証券	△1,129,477,607	△199,225,660
合計	△31,614,505,298	25,947,299,923

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までを指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

(単位：円)

区 分	種 類	(2022年11月30日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	MINI S&P 500	7,284,700,463	—	7,235,168,661	△49,531,802
	S&P 60	384,715,123	—	402,297,906	17,582,783
	SPI 200	319,881,925	—	336,827,700	16,945,775
	FTSE100INDEX	404,452,142	—	412,900,358	8,448,216
	FSMI INDEX	282,611,452	—	290,445,580	7,834,128
	EURO STOXX 50	1,034,908,844	—	1,129,687,435	94,778,591
合 計	9,711,269,949	—	9,807,327,640	96,057,691	

(単位：円)

区 分	種 類	(2023年11月30日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	MINI S&P 500	5,503,098,479	—	5,632,442,716	129,344,237
	S&P 60	309,340,792	—	314,735,275	5,394,483
	SPI 200	244,794,400	—	240,594,303	△4,200,097
	FTSE100INDEX	337,131,292	—	333,778,447	△3,352,845
	FSMI INDEX	239,983,929	—	236,811,629	△3,172,300
	EURO STOXX 50	767,679,852	—	792,122,554	24,442,702
	合 計	7,402,028,744	—	7,550,484,924	148,456,180

## (注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は対顧客電信売買相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
5. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

## 通貨関連

(単位：円)

区 分	種 類	(2022年11月30日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引 以外の取 引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	2,968,974,370	—	2,956,124,700	△12,849,670
	カナダ・ドル	148,871,806	—	144,818,700	△4,053,106
	オーストラリア・ドル	75,325,280	—	74,128,000	△1,197,280
	イギリス・ポンド	181,937,580	—	182,578,000	640,420
	ユーロ	316,826,643	—	314,210,250	△2,616,393
	売建				
	アメリカ・ドル	182,992,788	—	182,938,800	53,988
	スウェーデン・クローナ	56,484,800	—	56,496,410	△11,610
	ユーロ	58,904,392	—	58,824,750	79,642
	合 計	3,990,317,659	—	3,970,119,610	△19,954,009

(単位：円)

区 分	種 類	(2023年11月30日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引 以外の取 引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	2,584,883,341	—	2,549,831,592	△35,051,749
	カナダ・ドル	109,007,200	—	108,085,900	△921,300



	オーストラリア・ドル	63,068,330	—	63,274,380	206,050
	イギリス・ポンド	156,572,975	—	158,619,350	2,046,375
	ユーロ	315,000,045	—	317,870,335	2,870,290
	売建				
	アメリカ・ドル	322,621,302	—	320,197,746	2,423,556
	カナダ・ドル	24,860,762	—	24,865,957	△5,195
	オーストラリア・ドル	37,950,981	—	37,973,798	△22,817
	イギリス・ポンド	40,965,247	—	41,061,290	△96,043
	スイス・フラン	8,424,850	—	8,426,275	△1,425
	スウェーデン・クローナ	6,957,020	—	6,959,519	△2,499
	デンマーク・クローネ	6,493,800	—	6,495,090	△1,290
	ユーロ	60,572,446	—	60,516,042	56,404
	合 計	3,737,378,299	—	3,704,177,274	△28,499,643

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
  - ① 為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
  - ② 為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
    - ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- (3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
4. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	(2022年11月30日現在)	(2023年11月30日現在)
1口当たり純資産額	4,5985円	5,6239円
(1万口当たり純資産額)	(45,985円)	(56,239円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	APA CORPORATION	9,800	36.31	355,838.00	
	BAKER HUGHES COMPANY	30,349	33.34	1,011,835.66	
	CHENIERE ENERGY INC	7,311	180.44	1,319,196.84	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	3,500	79.77	279,177.50	
	CHEVRON CORPORATION	54,995	143.91	7,914,330.45	
	CONOCOPHILLIPS	36,588	113.97	4,169,934.36	
	COTERRA ENERGY INC	22,900	26.09	597,461.00	

DEVON ENERGY CORPORATION	19,800	44.88	888,624.00	
DIAMONDBACK ENERGY	5,200	153.79	799,708.00	
EOG RESOURCES INC	17,606	123.24	2,169,763.44	
EQT CORP	10,900	39.75	433,275.00	
EXXON MOBIL CORPORATION	121,551	102.34	12,439,529.34	
HALLIBURTON CO	27,014	37.30	1,007,622.20	
HESS CORP	8,400	139.56	1,172,304.00	
HF SINCLAIR CORP	4,900	52.73	258,377.00	
KINDER MORGAN INC	60,372	17.32	1,045,643.04	
MARATHON OIL CORP	19,100	25.30	483,230.00	
MARATHON PETROLEUM CORP	12,830	147.42	1,891,398.60	
OCCIDENTAL PETROLEUM	20,224	60.33	1,220,113.92	
ONEOK INC NEW	17,600	67.39	1,186,064.00	
OVINTIV INC	7,600	43.92	333,792.00	
PHILLIPS 66	13,883	122.22	1,696,780.26	
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	7,024	229.88	1,614,677.12	
SCHLUMBERGER LTD	42,962	51.87	2,228,438.94	
TARGA RESOURCES CORP	6,500	88.01	572,065.00	
TEXAS PACIFIC LAND CORP	200	1,652.07	330,414.00	
VALERO ENERGY CORP	11,103	124.08	1,377,660.24	
WILLIAMS COS	36,541	36.44	1,331,554.04	
AIR PRODUCTS & CHEMICALS	6,747	266.48	1,797,940.56	
ALBEMARLE CORP	3,500	123.38	431,830.00	
AMCOR PLC	21,100	9.49	200,239.00	
AVERY DENNISON CORP	2,457	192.36	472,628.52	
BALL CORPORATION	9,504	54.82	521,009.28	
CELANESE CORPORATION	3,272	137.44	449,703.68	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	6,200	74.75	463,450.00	
CLEVELAND-CLIFFS INC	15,700	16.90	265,330.00	
CORTEVA INC	21,568	45.50	981,344.00	
CROWN HOLDINGS INC	3,700	84.07	311,059.00	
DOW INC	21,135	51.33	1,084,859.55	
DUPONT DE NEMOURS INC	13,869	71.44	990,801.36	
EASTMAN CHEMICAL CO	3,855	83.19	320,697.45	
ECOLAB INC	7,726	188.63	1,457,355.38	
FMC CORP	3,700	52.68	194,916.00	
FREEMONT MCMORAN INC	43,066	37.17	1,600,763.22	
INT'L FLAVORS FRAGRANCES	7,539	75.23	567,158.97	
INT'L PAPER CO	10,790	35.79	386,174.10	
LINDE PLC	14,814	411.39	6,094,331.46	
LYONDELLBASELL INDU CL A	7,745	94.00	728,030.00	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	1,900	462.73	879,187.00	
MOSAIC CO/THE	10,401	36.42	378,804.42	
NEWMONT CORPORATION	21,947	40.38	886,219.86	
NUCOR CORP	7,571	163.78	1,239,978.38	
PACKAGING CORP OF AMERICA	2,800	161.85	453,180.00	
PPG INDUSTRIES	7,147	139.55	997,363.85	
RELIANCE STEEL & ALUMINUM	1,800	270.25	486,450.00	
RPM INTERNATIONAL INC	3,900	101.26	394,914.00	

SEALED AIR CORP	4,603	33.16	152,635.48	
SHERWIN-WILLIAMS CO	7,389	273.72	2,022,517.08	
STEEL DYNAMICS INC	4,900	115.49	565,901.00	
VULCAN MATERIALS CO	3,956	212.68	841,362.08	
WESTLAKE CORP	1,100	128.77	141,647.00	
WESTROCK COMPANY	8,125	40.10	325,812.50	
3M CO	16,682	98.47	1,642,676.54	
AECOM	4,000	87.80	351,200.00	
AERCAP HOLDINGS NV	6,100	66.48	405,528.00	
ALLEGION PLC W/I	2,600	104.59	271,934.00	
AMETEK INC	7,000	152.88	1,070,160.00	
AXON ENTERPRISE INC	2,100	225.86	474,306.00	
BOEING CO	17,270	224.43	3,875,906.10	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	3,900	134.89	526,071.00	
CARLISLE COS INC	1,500	275.11	412,665.00	
CARRIER GLOBAL CORP	25,156	52.21	1,313,394.76	
CATERPILLAR	15,671	249.45	3,909,130.95	
CUMMINS ENGINE CO	4,212	223.95	943,277.40	
DEERE & CO	8,395	363.94	3,055,276.30	
DOVER CORP	4,214	140.77	593,204.78	
EATON CORP PLC	12,061	225.80	2,723,373.80	
EMERSON ELECTRIC CO	17,549	88.31	1,549,752.19	
FASTENAL CO	17,000	59.64	1,013,880.00	
FORTIVE CORPORATION	10,634	67.71	720,028.14	
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	4,000	68.04	272,160.00	
GENERAC HOLDINGS INC	1,900	115.60	219,640.00	
GENERAL DYNAMICS CORP	7,060	244.83	1,728,499.80	
GENERAL ELECTRIC CO	32,900	118.86	3,910,494.00	
GRACO INC	5,100	80.10	408,510.00	
GRAINGER (WW)	1,367	775.69	1,060,368.23	
HEICO CORP	1,400	168.77	236,278.00	
HEICO CORP-CLASS A	2,300	135.99	312,777.00	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	20,217	194.26	3,927,354.42	
HOWMET AEROSPACE INC	11,929	51.59	615,417.11	
HUBBELL INC	1,600	294.66	471,456.00	
HUNTINGTON INGALLS IND	1,200	233.75	280,500.00	
IDEX CORP	2,300	198.30	456,090.00	
ILLINOIS TOOL WORKS	9,318	240.83	2,244,053.94	
INGERSOLL-RAND INC	12,427	69.60	864,919.20	
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	4,700	39.46	185,462.00	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL	20,624	52.76	1,088,122.24	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	5,670	188.66	1,069,702.20	
LENNOX INTERNATIONAL	1,000	401.15	401,150.00	
LOCKHEED MARTIN CORPORATION	6,898	445.01	3,069,678.98	
MASCO CORP	7,090	60.37	428,023.30	
NORDSON CORP	1,600	232.60	372,160.00	
NORTHROP GRUMMAN CORP	4,340	467.41	2,028,559.40	

OTIS WORLDWIDE CORP	12,678	84.33	1,069,135.74	
OWENS CORNING	2,700	134.14	362,178.00	
PACCAR INC	15,859	91.31	1,448,085.29	
PARKER HANNIFIN CORP	3,928	428.06	1,681,419.68	
PENTAIR PLC	4,834	63.72	308,022.48	
QUANTA SERVICES INC	4,400	185.61	816,684.00	
ROCKWELL AUTOMATION INC	3,522	270.56	952,912.32	
RTX CORP	44,263	80.95	3,583,089.85	
SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	4,900	32.37	158,613.00	
SMITH (A. O. ) CORP	3,900	75.10	292,890.00	
SNAP-ON	1,604	271.84	436,031.36	
STANLEY BLACK & DECKER INC	4,460	91.46	407,911.60	
TEXTRON	6,352	74.83	475,320.16	
TORO CO	3,100	82.51	255,781.00	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	7,031	222.63	1,565,311.53	
TRANSDIGM GROUP INC	1,650	952.82	1,572,153.00	
UNITED RENTALS INC	2,096	476.22	998,157.12	
WABTEC CORPORATION	5,406	115.20	622,771.20	
WATSCO INC	1,000	380.45	380,450.00	
XYLEM INC	7,154	103.50	740,439.00	
AUTOMATIC DATA PROCESS	12,463	229.16	2,856,021.08	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	4,000	124.47	497,880.00	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	3,500	190.64	667,240.00	
CERIDIAN HCM HOLDING INC	4,200	69.13	290,346.00	
CINTAS CORP	2,799	549.08	1,536,874.92	
CLARIVATE PLC	8,900	7.70	68,530.00	
COPART INC	26,000	50.22	1,305,720.00	
EQUIFAX INC	3,703	216.60	802,069.80	
JACOBS SOLUTIONS INC	3,900	126.20	492,180.00	
LEIDOS HOLDINGS INC	4,100	106.22	435,502.00	
PAYCHEX INC	9,851	121.15	1,193,448.65	
PAYCOM SOFTWARE INC	1,600	181.29	290,064.00	
PAYLOCITY HOLDING CORP	1,400	155.03	217,042.00	
REPUBLIC SERVICES INC	6,702	159.93	1,071,850.86	
ROBERT HALF INC	3,240	80.50	260,820.00	
ROLLINS	8,825	40.19	354,676.75	
SS&C TECHNOLOGIES HLDGS	6,800	56.00	380,800.00	
TRANSUNION	5,900	58.79	346,861.00	
VERALTO CORP	7,089	74.22	526,145.58	
VERISK ANALYTICS INC	4,400	238.26	1,048,344.00	
WASTE CONNECTIONS INC	7,763	132.64	1,029,684.32	
WASTE MANAGEMENT (NEW)	12,320	169.74	2,091,196.80	
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	3,800	81.57	309,966.00	
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	7,216	71.32	514,645.12	
CSX CORP	61,915	31.73	1,964,562.95	
DELTA AIR LINES INC	4,900	36.64	179,536.00	
EXPEDITORS INTL WASH INC	4,784	119.52	571,783.68	
FEDEX CORP	7,240	253.93	1,838,453.20	

GRAB HOLDINGS LTD - CL A	56,500	3.08	174,020.00	
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	2,457	182.05	447,296.85	
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	4,900	53.23	260,827.00	
NORFOLK SOUTHERN CORP	6,869	215.08	1,477,384.52	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	2,950	383.91	1,132,534.50	
SOUTHWEST AIRLINES CO	4,310	25.33	109,172.30	
UBER TECHNOLOGIES INC	54,800	56.40	3,090,720.00	
U-HAUL HOLDING CO	2,700	53.65	144,855.00	
UNION PACIFIC CORP	18,466	221.47	4,089,665.02	
UNITED PARCEL SERVICE -CL B	21,897	152.29	3,334,694.13	
APTIV PLC	8,612	82.27	708,509.24	
BORGWARNER INC	7,400	34.16	252,784.00	
FORD MOTOR COMPANY	118,425	10.59	1,254,120.75	
GENERAL MOTORS CO	42,699	31.60	1,349,288.40	
LEAR CORP	1,750	134.81	235,917.50	
LUCID GROUP INC	27,300	4.36	119,028.00	
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	19,400	17.32	336,008.00	
TESLA INC	86,400	244.14	21,093,696.00	
DECKERS OUTDOOR CORP	800	654.99	523,992.00	
DR HORTON INC	9,366	127.26	1,191,917.16	
GARMIN LTD	4,500	121.00	544,500.00	
HASBRO INC	4,000	46.43	185,720.00	
LENNAR CORP-CL A	7,812	126.84	990,874.08	
LULULEMON ATHLETICA INC	3,500	438.35	1,534,225.00	
MOHAWK INDUSTRIES INC	1,600	87.80	140,480.00	
NIKE B	37,204	110.37	4,106,205.48	
NVR INC	100	6,107.11	610,711.00	
PULTE GROUP INC	6,763	88.01	595,211.63	
VF CORP	9,898	17.13	169,552.74	
WHIRLPOOL CORP	1,774	109.63	194,483.62	
AIRBNB INC-CLASS A	12,500	126.48	1,581,000.00	
ARAMARK	7,300	27.78	202,794.00	
BOOKING HOLDINGS INC	1,123	3,126.29	3,510,823.67	
CAESARS ENTERTAINMENT INC	6,500	45.03	292,695.00	
CARNIVAL CORP	30,466	14.91	454,248.06	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	831	2,189.11	1,819,150.41	
DARDEN RESTAURANTS	3,819	155.73	594,732.87	
DOMINO'S PIZZA INC	1,100	388.86	427,746.00	
DOORDASH INC - A	7,700	94.96	731,192.00	
DRAFTKINGS INC-CL A	12,600	38.27	482,202.00	
EXPEDIA GROUP INC	4,527	135.75	614,540.25	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS INC	8,017	166.66	1,336,113.22	
HYATT HOTELS CORP - CL A	1,400	113.81	159,334.00	
LAS VEGAS SANDS CORP	10,300	45.34	467,002.00	
MARRIOTT INT'L A	7,944	202.48	1,608,501.12	
MCDONALD'S CORP	22,128	280.38	6,204,248.64	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	9,400	39.43	370,642.00	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	7,000	105.91	741,370.00	

STARBUCKS CORP	34,752	99.85	3,469,987.20	
VAIL RESORTS	1,200	215.22	258,264.00	
WYNN RESORTS LTD	3,000	83.67	251,010.00	
YUM! BRANDS INC	8,658	125.52	1,086,752.16	
ALPHABET INC-CL A	180,040	134.99	24,303,599.60	
ALPHABET INC-CL C	160,120	136.40	21,840,368.00	
CHARTER COMMUNICATION-A	2,925	398.90	1,166,782.50	
COMCAST CORP-CL A	126,012	41.63	5,245,879.56	
DISCOVERY INC-W/T	68,653	10.78	740,079.34	
DISNEY (WALT) CO NEW	55,264	92.50	5,111,920.00	
ELECTRONIC ARTS	7,824	137.31	1,074,313.44	
FOX CORP	4,338	27.69	120,119.22	
FOX CORPORATION-CLASS A	8,169	29.58	241,639.02	
INTERPUBLIC GROUP OF COS	11,539	30.64	353,554.96	
LIBERTY BROADBAND CORP-C	3,800	82.41	313,158.00	
LIBERTY MEDIA CORP-LIBER-NEW	4,862	26.94	130,982.28	
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	5,900	63.38	373,942.00	
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	5,000	83.60	418,000.00	
MATCH GROUP INC	8,594	32.48	279,133.12	
META PLATFORMS INC-A	66,952	332.20	22,241,454.40	
NETFLIX INC	13,507	477.19	6,445,405.33	
NEWS CORP - CLASS A	12,156	22.34	271,565.04	
OMNICOM GROUP	6,188	79.79	493,740.52	
PARAMOUNT GLOBAL-CLASS B	14,815	14.41	213,484.15	
PINTEREST INC- CLASS A	18,000	33.28	599,040.00	
ROBLOX CORP -CLASS A	12,700	38.68	491,236.00	
ROKU INC	3,500	106.75	373,625.00	
SEA LTD-ADR	10,900	36.74	400,466.00	
SIRIUS XM HOLDINGS INC	23,364	4.70	109,810.80	
SNAP INC - A	32,300	12.98	419,254.00	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	5,100	157.01	800,751.00	
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	13,400	70.37	942,958.00	
ZOOMINFO TECHNOLOGIES INC	7,800	14.22	110,916.00	
AMAZON COM INC	279,660	146.32	40,919,851.20	
AUTOZONE INC	551	2,596.51	1,430,677.01	
BATH & BODY WORKS INC	6,800	32.05	217,940.00	
BEST BUY COMPANY INC	6,086	70.78	430,767.08	
BURLINGTON STORES INC	2,000	171.52	343,040.00	
CARMAX INC	4,950	63.16	312,642.00	
CHEWY INC - CLASS A	3,500	17.73	62,055.00	
DICK'S SPORTING GOODS INC	1,900	127.95	243,105.00	
EBAY INC	16,622	40.64	675,518.08	
ETSY INC	3,700	77.20	285,640.00	
GENUINE PARTS CO	4,300	133.86	575,598.00	
GLOBAL-E ONLINE LTD	2,700	34.37	92,799.00	
HOME DEPOT	30,439	311.02	9,467,137.78	
LKQ CORP	7,965	44.39	353,566.35	
LOWE'S COMPANIES	17,706	199.92	3,539,783.52	
MERCADOLIBRE	1,360	1,610.58	2,190,388.80	

O' REILLY AUTOMOTIVE INC	1,848	973.94	1,799,841.12	
POOL CORP	1,200	345.32	414,384.00	
ROSS STORES INC	10,312	129.20	1,332,310.40	
TJX COMPANIES INC	34,822	88.10	3,067,818.20	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	3,344	200.19	669,435.36	
ULTA BEAUTY INC	1,516	420.01	636,735.16	
ALBERTSONS COS INC - CLASS A	9,600	21.30	204,480.00	
COSTCO WHOLESALE CORP	13,427	587.86	7,893,196.22	
DOLLAR GENERAL CORP	6,609	128.88	851,767.92	
DOLLAR TREE INC	6,303	121.12	763,419.36	
KROGER CO	20,692	43.64	902,998.88	
SYSCO CORP	15,303	71.71	1,097,378.13	
TARGET CORP	14,005	131.32	1,839,136.60	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	21,729	19.98	434,145.42	
WALMART INC	44,816	156.08	6,994,881.28	
ALTRIA GROUP INC	53,932	41.76	2,252,200.32	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND	16,684	73.19	1,221,101.96	
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	9,380	58.23	546,197.40	
BUNGE GLOBAL SA	4,575	108.10	494,557.50	
CAMPBELL SOUP CO (US)	6,310	39.76	250,885.60	
COCA-COLA CO	124,207	58.23	7,232,573.61	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS PLC	1,500	59.70	89,550.00	
CONAGRA BRANDS INC	14,527	28.02	407,046.54	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	5,016	237.95	1,193,557.20	
DARLING INGREDIENTS INC	4,800	41.64	199,872.00	
GENERAL MILLS	17,861	62.59	1,117,919.99	
HORMEL FOODS CORP	9,000	30.47	274,230.00	
JM SMUCKER CO	3,088	108.58	335,295.04	
KELLOGG CO	8,287	51.66	428,106.42	
KEURIG DR PEPPER INC	27,600	31.73	875,748.00	
LAMB WESTON HOLDINGS INC	4,300	97.53	419,379.00	
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	7,598	64.28	488,399.44	
MOLSON COORS BEVERAGE COMPANY-B	5,700	60.10	342,570.00	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	41,161	70.44	2,899,380.84	
MONSTER BEVERAGE CORP	23,480	54.71	1,284,590.80	
PEPSICO INC	41,636	167.16	6,959,873.76	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC-W/I	46,951	93.65	4,396,961.15	
THE HERSHEY COMPANY	4,400	185.72	817,168.00	
THE KRAFT HEINZ CO/THE	26,055	35.08	914,009.40	
TYSON FOODS INC-CL A	8,626	47.09	406,198.34	
CHURCH & DWIGHT CO INC	7,200	94.66	681,552.00	
CLOROX CO	3,683	142.34	524,238.22	
COLGATE-PALMOLIVE CO	23,662	77.88	1,842,796.56	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	6,913	125.60	868,272.80	
KENVUE INC	46,448	20.08	932,675.84	
KIMBERLY-CLARK CORP	10,157	121.77	1,236,817.89	

PROCTER & GAMBLE CO	71,339	151.13	10,781,463.07	
ABBOTT LABORATORIES	52,677	103.63	5,458,917.51	
ALIGN TECHNOLOGY	2,200	216.48	476,256.00	
BAXTER INTERNATIONAL	15,243	36.40	554,845.20	
BECTON DICKINSON	8,609	235.69	2,029,055.21	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	43,448	55.44	2,408,757.12	
CARDINAL HEALTH INC	7,871	105.30	828,816.30	
CENCORA INC	5,242	199.52	1,045,883.84	
CENTENE CORP	16,622	70.48	1,171,518.56	
CVS HEALTH CORPORATION	38,721	66.90	2,590,434.90	
DAVITA INC	1,700	99.61	169,337.00	
DENTSPLY SIRONA INC	6,800	31.33	213,044.00	
DEXCOM INC	11,800	116.18	1,370,924.00	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	18,500	67.43	1,247,455.00	
ELEVANCE HEALTH INC	7,155	465.36	3,329,650.80	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	12,366	67.71	837,301.86	
HCA HEALTHCARE INC	6,333	249.08	1,577,423.64	
HENRY SCHEIN INC	4,100	66.66	273,306.00	
HOLOGIC INC	7,516	70.60	530,629.60	
HUMANA	3,749	482.41	1,808,555.09	
IDEXX LABORATORIES	2,500	466.74	1,166,850.00	
INSULET CORP	2,100	188.92	396,732.00	
INTUITIVE SURGICAL INC COM NEW	10,614	310.76	3,298,406.64	
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	2,744	214.09	587,462.96	
MCKESSON CORP	4,158	456.70	1,898,958.60	
MEDTRONIC PLC	40,205	78.86	3,170,566.30	
MOLINA HEALTHCARE INC	1,800	350.82	631,476.00	
QUEST DIAGNOSTICS INC	3,546	135.27	479,667.42	
RESMED INC	4,433	158.85	704,182.05	
STERIS PLC	3,000	197.44	592,320.00	
STRYKER CORP	10,367	294.37	3,051,733.79	
TELEFLEX	1,400	221.25	309,750.00	
THE CIGNA GROUP	9,028	262.87	2,373,190.36	
THE COOPER COS INC	1,531	331.59	507,664.29	
UNITED HEALTH GROUP INC	28,191	534.98	15,081,621.18	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	2,020	135.75	274,215.00	
VEEVA SYSTEMS A	4,400	173.36	762,784.00	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	6,331	113.92	721,227.52	
ABBVIE INC	53,357	138.50	7,389,944.50	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	9,020	127.59	1,150,861.80	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	3,800	164.01	623,238.00	
AMGEN INC	16,114	266.60	4,295,992.40	
AVANTOR INC	20,200	20.86	421,372.00	
BIOGEN INC	4,401	232.06	1,021,296.06	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	5,721	89.74	513,402.54	
BIO-RAD LABORATORIES-A	700	304.49	213,143.00	
BIO-TECHNE CORP	4,800	63.12	302,976.00	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	63,976	48.72	3,116,910.72	



CATALENT INC	5,200	39.57	205,764.00	
CHARLES RIVER LABORATORIES	1,500	197.10	295,650.00	
DANAHER CORP	21,269	222.52	4,732,777.88	
ELI LILLY AND COMPANY	24,409	591.86	14,446,710.74	
EXACT SCIENCES CORP	5,400	65.06	351,324.00	
GILEAD SCIENCES INC	37,610	75.23	2,829,400.30	
ILLUMINA INC	4,700	101.57	477,379.00	
INCYTE CORP	5,608	53.39	299,411.12	
IQVIA HOLDINGS INC	5,632	213.81	1,204,177.92	
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	1,901	114.26	217,208.26	
JOHNSON & JOHNSON	73,066	152.11	11,114,069.26	
MERCK & CO	76,860	101.13	7,772,851.80	
METTLER TOLEDO INTERNATIONAL	667	1,092.43	728,650.81	
MODERNA INC	9,800	79.01	774,298.00	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	2,900	113.54	329,266.00	
PFIZER	170,588	30.08	5,131,287.04	
REGENERON PHARMACEUTICALS	3,247	808.59	2,625,491.73	
REPLIGEN CORP	1,600	159.49	255,184.00	
REVVITY INC	3,800	89.41	339,758.00	
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	11,400	26.90	306,660.00	
SEAGEN INC/WA	4,200	213.52	896,784.00	
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	10,200	9.69	98,838.00	
THERMO ELECTRON CORP	11,671	492.92	5,752,869.32	
UNITED THERAPEUTICS CORP	1,400	232.07	324,898.00	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	7,810	351.00	2,741,310.00	
VIATRIS INC	36,671	9.13	334,806.23	
WATERS CORPORATION	1,827	279.74	511,084.98	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	2,250	348.92	785,070.00	
ZOETIS INC	13,995	175.79	2,460,181.05	
BANK OF AMERICA CORP	217,587	30.31	6,595,061.97	
CITIGROUP INC	58,851	45.75	2,692,433.25	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	14,600	27.24	397,704.00	
FIFTH THIRD BANCORP	20,220	28.41	574,450.20	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	320	1,442.37	461,558.40	
FIRST HORIZON CORP	16,100	12.65	203,665.00	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	42,415	11.13	472,078.95	
JPMORGAN CHASE & CO	88,590	154.32	13,671,208.80	
KEYCORP	27,891	12.44	346,964.04	
M & T BANK CORP	5,191	127.73	663,046.43	
PNC BANK CORP	12,087	132.38	1,600,077.06	
REGIONS FINANCIAL CORP	27,645	16.47	455,313.15	
TRUIST FINANCIAL CORPORATION	40,138	32.13	1,289,633.94	
US BANCORP	46,335	37.79	1,750,999.65	
WEBSTER FINANCIAL CORP	5,500	44.54	244,970.00	
WELLS FARGO COMPANY	111,097	43.78	4,863,826.66	
ALLY FINANCIAL INC.	8,175	28.64	234,132.00	
AMERICAN EXPRESS	19,115	167.43	3,200,424.45	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	3,196	348.35	1,113,326.60	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	12,066	92.27	1,113,329.82	

ARES MANAGEMENT CORP - A	4,900	111.15	544,635.00	
BANK NEW YORK MELLO CORP	23,557	47.55	1,120,135.35	
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	39,234	358.69	14,072,843.46	
BLACKROCK INC	4,530	747.30	3,385,269.00	
BLACKSTONE INC	21,400	111.37	2,383,318.00	
BLOCK INC-A	13,900	63.73	885,847.00	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	11,699	110.13	1,288,410.87	
CARLYLE GROUP INC/THE	6,600	34.52	227,832.00	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	3,200	179.50	574,400.00	
CME GROUP INC	10,889	214.84	2,339,392.76	
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	5,000	127.82	639,100.00	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	7,832	88.89	696,186.48	
EQUITABLE HOLDINGS INC	11,200	29.96	335,552.00	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	1,200	454.39	545,268.00	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	18,096	58.18	1,052,825.28	
FISERV INC	18,802	129.36	2,432,226.72	
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	2,181	237.23	517,398.63	
FRANKLIN RESOURCES INC	9,205	24.59	226,350.95	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	1,800	54.54	98,172.00	
GLOBAL PAYMENTS INC	8,078	116.36	939,956.08	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	10,084	340.26	3,431,181.84	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	17,225	112.69	1,941,085.25	
INVESCO LTD	10,380	14.28	148,226.40	
JACK HENRY & ASSOCIATES, INC.	2,200	156.01	343,222.00	
KKR & CO INC	18,200	74.74	1,360,268.00	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	2,400	216.82	520,368.00	
MARKETAXESS HOLDINGS INC	1,100	237.09	260,799.00	
MASTERCARD INC-CLASS A	25,614	409.82	10,497,129.48	
MOODY'S CORPORATION	4,949	361.89	1,790,993.61	
MORGAN STANLEY	38,099	78.55	2,992,676.45	
MSCI INC	2,420	526.57	1,274,299.40	
NASDAQ INC	10,320	55.70	574,824.00	
NORTHERN TRUST CORP	6,305	78.28	493,555.40	
PAYPAL HOLDINGS INC	32,222	57.97	1,867,909.34	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	6,172	103.75	640,345.00	
ROBINHOOD MARKETS INC - A	12,900	8.92	115,068.00	
S&P GLOBAL INC	9,942	414.64	4,122,350.88	
SCHWAB (CHARLES) CORP	45,435	59.61	2,708,380.35	
SEI INVESTMENTS CO COM	3,600	57.88	208,368.00	
STATE STREET CORP	10,131	71.74	726,797.94	
SYNCHRONY FINANCIAL	13,515	31.22	421,938.30	
T ROWE PRICE GROUP INC	6,893	99.16	683,509.88	
TOAST INC-CLASS A	9,200	15.27	140,484.00	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	3,200	95.01	304,032.00	
VISA INC-CLASS A SHARES	49,095	254.23	12,481,421.85	
AFLAC	17,410	81.63	1,421,178.30	
ALLSTATE CORP	7,928	135.49	1,074,164.72	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	2,100	110.87	232,827.00	
AMERICAN INT'L GROUP	22,217	64.83	1,440,328.11	

AON PLC	6,234	322.10	2,007,971.40	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	11,350	82.38	935,013.00	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	6,500	245.02	1,592,630.00	
ASSURANT INC	1,600	163.80	262,080.00	
BROWN & BROWN INC	7,200	72.97	525,384.00	
CHUBB LTD	12,484	225.08	2,809,898.72	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	4,637	100.66	466,760.42	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	800	286.97	229,576.00	
EVEREST GROUP LTD	1,300	402.34	523,042.00	
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	7,902	44.39	350,769.78	
GLOBE LIFE INC	2,850	120.26	342,741.00	
HARTFORD FINANCIAL SVCS	9,509	76.98	732,002.82	
LOEWS CORP	6,305	68.51	431,955.55	
MARKEL GROUP INC	385	1,415.16	544,836.60	
MARSH & MCLENNAN COS	14,975	196.33	2,940,041.75	
METLIFE INC	19,671	63.16	1,242,420.36	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	7,686	74.17	570,070.62	
PROGRESSIVE CORP	17,689	163.00	2,883,307.00	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	11,135	96.60	1,075,641.00	
TRAVELERS COS INC/THE ST. PAUL TRAVELERS	7,034	177.44	1,248,112.96	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	3,328	240.77	801,282.56	
WR BERKLEY CORP	6,222	70.57	439,086.54	
ACCENTURE PLC-CL A	19,097	333.34	6,365,793.98	
ADOBE INC	13,828	617.39	8,537,268.92	
AKAMAI TECHNOLOGIES	4,772	115.70	552,120.40	
ANSYS INC	2,600	298.86	777,036.00	
ASPEN TECHNOLOGY INC	900	186.58	167,922.00	
ATLASSIAN CORP-CL A	4,600	195.55	899,530.00	
AUTODESK INC	6,537	213.85	1,397,937.45	
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	6,800	52.63	357,884.00	
BILL HOLDINGS INC	2,800	67.94	190,232.00	
CADENCE DESIGN SYS INC	8,200	275.21	2,256,722.00	
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	3,003	146.17	438,948.51	
CLOUDFLARE INC - CLASS A	8,200	78.31	642,142.00	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	15,555	70.12	1,090,716.60	
CONFLUENT INC-CLASS A	5,000	21.22	106,100.00	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	6,700	234.44	1,570,748.00	
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	1,200	199.26	239,112.00	
DATADOG INC - CLASS A	7,600	116.65	886,540.00	
DOCUSIGN INC	5,900	43.62	257,358.00	
DROPBOX INC-CLASS A	8,400	28.08	235,872.00	
DYNATRACE INC	7,500	53.43	400,725.00	
EPAM SYSTEMS INC	1,700	261.98	445,366.00	
FAIR ISAAC CORP	750	1,075.10	806,325.00	
FORTINET INC	19,900	53.60	1,066,640.00	
GARTNER INC	2,400	430.12	1,032,288.00	
GEN DIGITAL INC	17,500	21.77	380,975.00	

GODADDY INC-CLASS A	4,700	97.92	460,224.00	
HUBSPOT INC	1,400	496.52	695,128.00	
IBM CORP	27,461	156.41	4,295,175.01	
INTUIT CORP	8,526	577.23	4,921,462.98	
MANHATTAN ASSOCIATES INC	1,900	223.61	424,859.00	
MICROSOFT CORP	213,932	378.85	81,048,138.20	
MONDAY.COM LTD	577	175.00	100,975.00	
MONGODB INC	2,100	420.51	883,071.00	
OKTA INC	4,500	70.77	318,465.00	
ORACLE CORP	49,359	116.21	5,736,009.39	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	54,300	19.84	1,077,312.00	
PALO ALTO NETWORKS INC	9,220	288.91	2,663,750.20	
PTC INC	3,300	155.49	513,117.00	
ROPER TECHNOLOGIES INC	3,200	525.83	1,682,656.00	
SALESFORCE INC	29,527	230.35	6,801,544.45	
SERVICENOW INC	6,184	678.93	4,198,503.12	
SNOWFLAKE INC-CLASS A	7,900	175.32	1,385,028.00	
SPLUNK INC	4,800	150.60	722,880.00	
SYNOPSYS INC	4,615	552.46	2,549,602.90	
TWILIO INC - A	5,400	66.13	357,102.00	
TYLER TECHNOLOGIES INC	1,300	407.31	529,503.00	
UIPATH INC - CLASS A	10,800	19.87	214,596.00	
UNITY SOFTWARE INC	7,400	30.36	224,664.00	
VERISIGN INC	2,799	211.70	592,548.30	
WIX.COM LTD	1,800	102.11	183,798.00	
WORKDAY INC CLASS A	6,272	263.49	1,652,609.28	
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	7,200	67.95	489,240.00	
ZSCALER INC	2,700	199.84	539,568.00	
AMPHENOL CORP-CL A	18,000	90.18	1,623,240.00	
APPLE INC	476,368	189.37	90,209,808.16	
ARISTA NETWORKS	7,900	219.30	1,732,470.00	
ARROW ELECTRONICS INC	1,700	119.58	203,286.00	
CDW CORP/DE	4,000	212.09	848,360.00	
CISCO SYSTEMS	123,382	48.05	5,928,505.10	
COGNEX CORP	5,200	37.61	195,572.00	
CORNING	24,428	28.22	689,358.16	
DELL TECHNOLOGIES INC-C	7,977	75.06	598,753.62	
F5 INC	1,900	170.05	323,095.00	
HEWLETT-PACKARD CO	26,803	29.07	779,163.21	
HP ENTERPRISE CO	39,076	16.52	645,535.52	
JABIL INC	4,000	115.24	460,960.00	
JUNIPER NETWORKS INC	10,008	28.04	280,624.32	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	5,400	137.88	744,552.00	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	5,043	319.04	1,608,918.72	
NETAPP INC	6,548	89.54	586,307.92	
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	5,578	78.48	437,761.44	
SUPER MICRO COMPUTER INC	1,400	287.63	402,682.00	
TE CONNECTIVITY LTD	9,662	130.43	1,260,214.66	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	1,400	399.10	558,740.00	

TRIMBLE INC	7,443	45.92	341,782.56	
WESTERN DIGITAL CORP	9,492	47.32	449,161.44	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	1,600	236.62	378,592.00	
AT & T INC	215,483	16.30	3,512,372.90	
LIBERTY GLOBAL LTD-C	7,880	16.89	133,093.20	
T MOBILE US INC	16,390	149.55	2,451,124.50	
VERIZON COMMUNICATIONS	126,984	37.76	4,794,915.84	
AES CORPORATION	20,062	17.22	345,467.64	
ALLIANT ENERGY CORP	7,590	49.94	379,044.60	
AMEREN CORPORATION	7,977	76.99	614,149.23	
AMERICAN ELECTRIC POWER	15,585	79.21	1,234,565.77	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	5,800	131.22	761,076.00	
ATMOS ENERGY CORP	4,358	112.05	488,313.90	
CENTERPOINT ENERGY INC	19,056	27.89	531,471.84	
CMS ENERGY CORP	8,700	56.75	493,725.00	
CONSOLIDATED EDISON	10,559	89.94	949,676.46	
CONSTELLATION ENERGY	9,936	120.58	1,198,082.88	
DOMINION ENERGY INC	24,960	46.73	1,166,380.80	
DTE ENERGY	6,266	104.14	652,541.24	
DUKE ENERGY CORP	23,365	90.71	2,119,439.15	
EDISON INTERNATIONAL	11,416	65.78	750,944.48	
ENTERGY CORP	6,420	100.59	645,787.80	
ESSENTIAL UTILITIES INC	7,400	35.37	261,738.00	
EVERGY INC	6,700	50.64	339,288.00	
EVERSOURCE ENERGY	10,371	59.71	619,252.41	
EXELON CORP	29,709	38.39	1,140,528.51	
FIRSTENERGY CORP	16,316	36.98	603,365.68	
NEXTERA ENERGY INC	61,160	58.36	3,569,297.60	
NISOURCE INC	11,900	25.81	307,139.00	
NRG ENERGY INC	7,300	46.85	342,005.00	
P G & E CORP	57,400	17.17	985,558.00	
PPL CORPORATION	22,166	26.03	576,980.98	
PUBLIC SV ENTERPRISE CO	15,102	63.29	955,805.58	
SEMPRA	19,082	72.95	1,392,031.90	
SOUTHERN CO	33,039	70.23	2,320,328.97	
VISTRA CORP	10,200	34.92	356,184.00	
WEC ENERGY GROUP INC	9,586	82.97	795,350.42	
XCEL ENERGY INC	16,444	60.00	986,640.00	
ADVANCED MICRO DEVICES	48,742	123.85	6,036,696.70	
ANALOG DEVICES	15,266	182.71	2,789,250.86	
APPLIED MATERIALS	25,541	149.36	3,814,803.76	
BROADCOM INC	13,436	940.83	12,640,991.88	
ENPHASE ENERGY INC	4,100	100.96	413,936.00	
ENTEGRIS INC	4,500	104.51	470,295.00	
FIRST SOLAR INC	3,100	155.43	481,833.00	
INTEL CORP	126,028	44.94	5,663,698.32	
KLA CORPORATION	4,148	544.07	2,256,802.36	
LAM RESEARCH CORP	4,100	713.99	2,927,359.00	
LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	4,200	59.06	248,052.00	

	MARVELL TECHNOLOGY INC	26,000	56.10	1,458,600.00	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	16,420	82.98	1,362,531.60	
	MICRON TECHNOLOGY	33,030	76.69	2,533,070.70	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	1,400	552.46	773,444.00	
	NVIDIA CORP	74,800	481.40	36,008,720.00	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	7,791	204.33	1,591,935.03	
	ON SEMICONDUCTOR CORP	13,000	71.62	931,060.00	
	QORVO INC	3,025	95.89	290,067.25	
	QUALCOMM	33,718	127.91	4,312,869.38	
	SKYWORKS SOLUTIONS INC.	4,851	96.00	465,696.00	
	SOLAREGE TECHNOLOGIES INC	1,700	78.55	133,535.00	
	TERADYNE INC	4,800	92.76	445,248.00	
	TEXAS INSTRUMENTS	27,386	153.20	4,195,535.20	
	WOLFSPEED INC	3,700	36.25	134,125.00	
	CBRE GROUP INC-A	9,484	79.38	752,839.92	
	COSTAR GROUP	12,200	83.94	1,024,068.00	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	34,700	3.19	110,693.00	
	ZILLOW GROUP INC-C	4,800	42.29	202,992.00	
	アメリカ・ドル小計	10,262,704		1,192,075,280.80 (175,318,511,546)	
カナダ・ドル	ARC RESOURCES LTD	20,600	21.68	446,608.00	
	CAMECO CORP	12,922	60.08	776,353.76	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	33,590	90.18	3,029,146.20	
	CENOVUS ENERGY INC	43,248	24.01	1,038,384.48	
	ENBRIDGE INC	64,371	46.92	3,020,287.32	
	IMPERIAL OIL LTD	6,385	78.23	499,498.55	
	KEYERA CORP	6,842	32.99	225,717.58	
	PARKLAND CORPORATION	4,600	43.72	201,112.00	
	PEMBINA PIPELINE CORP	16,549	45.04	745,366.96	
	SUNCOR ENERGY INC	40,930	44.83	1,834,891.90	
	TC ENERGY CORP	30,828	50.41	1,554,039.48	
	TOURMALINE OIL CORP	9,400	65.33	614,102.00	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	14,860	72.60	1,078,836.00	
	BARRICK GOLD CORP	52,580	23.64	1,242,991.20	
	CCL INDUSTRIES INC	4,700	56.21	264,187.00	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	17,628	11.36	200,254.08	
	FRANCO NEV CORP	5,762	154.99	893,052.38	
	IVANHOE MINES LTD-CL A	17,900	11.02	197,258.00	
	KINROSS GOLD CORP	36,963	7.93	293,116.59	
	LUNDIN MINING CORP	20,600	9.31	191,786.00	
	NEWMONT CORPORATION	1,688	54.97	92,789.36	
	NUTRIEN LTD	15,153	75.47	1,143,596.91	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	10,900	21.28	231,952.00	
	TECK RESOURCES LTD	13,608	50.40	685,843.20	
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	1,800	101.24	182,232.00	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	13,647	66.68	909,981.96	
	CAE Inc.	9,550	26.45	252,597.50	
	STANTEC INC	3,400	97.01	329,834.00	
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	2,500	110.55	276,375.00	

WSP GLOBAL INC	3,700	186.43	689,791.00	
GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	6,500	37.33	242,645.00	
RB GLOBAL INC	5,400	85.88	463,752.00	
THOMSON REUTERS CORP	4,879	189.08	922,521.32	
AIR CANADA	4,800	17.45	83,760.00	
CANADIAN NATL RAILWAY CO	17,225	155.53	2,679,004.25	
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	20,965	96.95	2,032,556.75	
TFI INTERNATIONAL INC	2,500	158.71	396,775.00	
MAGNA INTERNATIONAL INC	8,538	73.73	629,506.74	
BRP INC/CA- SUB VOTING	1,100	95.00	104,500.00	
GILDAN ACTIVEWEAR INC	6,015	48.62	292,449.30	
RESTAURANT BRANDS INTERN	8,933	94.69	845,865.77	
CANADIAN TIRE CORP.	1,731	140.51	243,222.81	
DOLLARAMA INC	8,585	97.40	836,179.00	
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	23,800	76.23	1,814,274.00	
EMPIRE CO LTD 'A'	5,266	36.72	193,367.52	
LOBLAW COMPANIES LTD	5,072	120.46	610,973.12	
METRO INC	7,118	69.18	492,423.24	
WESTON (GEORGE)	1,890	162.17	306,501.30	
SAPUTO INC	7,407	26.05	192,952.35	
BANK OF MONTREAL	21,494	110.10	2,366,489.40	
BANK OF NOVA SCOTIA	36,712	59.71	2,192,073.52	
CANADIAN IMPERIAL BANK	27,128	53.36	1,447,550.08	
NATIONAL BANK OF CANADA	10,246	89.52	917,221.92	
ROYAL BANK OF CANADA	41,942	118.81	4,983,129.02	
TRONTO-DOMINION BANK	55,662	83.30	4,636,644.60	
BROOKFIELD ASSET MGMT-A	10,536	48.52	511,206.72	
BROOKFIELD CORP	42,145	48.36	2,038,132.20	
ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	11,800	21.50	253,700.00	
IGM FINANCIAL INC	2,833	33.50	94,905.50	
NUVEI CORP-SUBORDINATE VTG	1,500	28.10	42,150.00	
ONEX CORPORATION	2,309	93.18	215,152.62	
TMX GROUP LTD	8,000	28.70	229,600.00	
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	657	1,229.35	807,682.95	
GREAT-WEST LIFECO INC	8,646	43.05	372,210.30	
IA FINANCIAL CORP INC	3,293	89.10	293,406.30	
INTACT FINANCIAL CORP	5,200	208.89	1,086,228.00	
MANULIFE FINANCIAL CORP	57,420	26.24	1,506,700.80	
POWER CORP OF CANADA	17,533	37.33	654,506.89	
SUN LIFE FINANCIAL INC	17,691	68.38	1,209,710.58	
CGI INC	6,584	137.05	902,337.20	
CONSTELLATION SOFTWARE	605	3,215.72	1,945,510.60	
DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	2,500	109.88	274,700.00	
OPEN TEXT CORP	8,084	55.33	447,287.72	
SHOPIFY INC - CLASS A	36,200	99.72	3,609,864.00	
BCE INC	2,115	53.12	112,348.80	
QUEBECOR INC -CL B	4,800	29.73	142,704.00	
ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	10,704	57.42	614,623.68	
TELUS CORP	14,064	23.86	335,567.04	

	ALGONQUIN POWER & UTILITIES	20,000	8.26	165,200.00	
	ALTAGAS LTD	8,313	27.04	224,783.52	
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	4,050	36.12	146,286.00	
	CANADIAN UTILITIES LTD A	3,800	30.20	114,760.00	
	EMERA	8,200	47.50	389,500.00	
	FORTIS INC	14,630	54.36	795,286.80	
	HYDRO ONE	9,800	37.54	367,892.00	
	NORTHLAND POWER INC	7,100	21.88	155,348.00	
	FIRSTSERVICE CORP	1,100	212.27	233,497.00	
	カナダ・ドル小計	1,230,324		73,361,109.64 (7,938,405,673)	
オーストラ リア・ドル	AMPOL LIMITED	7,072	34.15	241,508.80	
	SANTOS	99,791	6.94	692,549.54	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	46,419	31.00	1,438,989.00	
	AMCOR PLC-CDI	24,450	14.13	345,478.50	
	BHP GROUP LIMITED	92,923	46.19	4,292,113.37	
	BLUESCOPE STEEL LTD	15,345	20.31	311,656.95	
	FORTESCUE LTD	50,872	24.78	1,260,608.16	
	IGO LTD	20,435	8.53	174,310.55	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	13,343	47.55	634,459.65	
	MINERAL RESOURCES LTD	5,201	61.23	318,457.23	
	NEWMONT CORP-CDI	10,739	60.40	648,635.60	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	33,945	12.67	430,083.15	
	ORICA	13,454	15.47	208,133.38	
	PILBARA MINERALS LTD	81,556	3.56	290,339.36	
	RIO TINTO LTD	11,152	124.58	1,389,316.16	
	SOUTH32 LTD	136,871	3.06	418,825.26	
	REECE LTD	6,565	18.84	123,684.60	
	BRAMBLES LTD	43,897	13.06	573,294.82	
	COMPUTERSHARE LIMITED	17,336	23.28	403,582.08	
	AURIZON HOLDINGS LTD	57,849	3.55	205,363.95	
	QANTAS AIRWAYS LTD	26,005	5.20	135,226.00	
	TRANSURBAN GROUP	92,375	12.83	1,185,171.25	
	ARISTOCRAT LEISURE LIMITED	18,086	40.30	728,865.80	
	IDP EDUCATION LTD	7,572	22.89	173,323.08	
	LOTTERY CORP LTD/THE	69,014	4.56	314,703.84	
	REA GROUP LTD	1,584	158.44	250,968.96	
	SEEK LTD	10,386	23.38	242,824.68	
	WESFARMERS LIMITED	34,006	52.72	1,792,796.32	
	COLES GROUP LTD	40,130	15.20	609,976.00	
	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI	43,042	4.89	210,475.38	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	36,544	34.28	1,252,728.32	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	23,718	10.62	251,885.16	
	COCHLEAR LIMITED	1,988	267.00	530,796.00	
RAMSAY HEALTH CARE LTD	5,357	49.00	262,493.00		
SONIC HEALTHCARE LIMITED	13,655	28.91	394,766.05		
CSL LIMITED	14,580	262.20	3,822,876.00		
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	90,780	24.18	2,195,060.40		
COMMONWEALTH BANK OF	51,018	103.33	5,271,689.94		



	AUSTRALIA				
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	94,709	28.10	2,661,322.90	
	WESTPAC BANKING	106,065	21.15	2,243,274.75	
	AUSTRALIAN STOCK EXCHANGE	5,672	58.08	329,429.76	
	BLOCK INC - CDI	2,469	95.17	234,974.73	
	MACQUARIE GROUP LIMITED	11,009	165.58	1,822,870.22	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	7,092	33.50	237,582.00	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	73,535	5.76	423,561.60	
	MEDIBANK PRIVATE LTD.	81,879	3.42	280,026.18	
	QBE INSURANCE GROUP	44,700	15.17	678,099.00	
	SUNCORP GROUP LTD	37,797	13.63	515,173.11	
	WISETECH GLOBAL LTD	5,015	66.00	330,990.00	
	XERO LTD	4,338	102.08	442,823.04	
	TELSTRA GROUP LTD	125,976	3.78	476,189.28	
	APA GROUP	38,066	8.42	320,515.72	
	ORIGIN ENERGY LIMITED	54,587	8.40	458,530.80	
	LENDLEASE GROUP	20,422	6.67	136,214.74	
	オーストラリア・ドル小計	2,082,386		45,619,594.12 (4,445,629,447)	
イギリス・ ポンド	BP PLC	525,579	4.72	2,480,470.09	
	SHELL PLC	203,073	25.53	5,185,469.05	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	10,621	16.13	171,316.73	
	ANGLO AMERICAN PLC	38,100	21.39	814,768.50	
	ANTOFAGASTA PLC	12,248	14.19	173,737.88	
	BHP GROUP LTD	60,196	23.95	1,441,393.22	
	CRH PLC	22,379	49.23	1,101,718.17	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	4,092	44.50	182,094.00	
	ENDEAVOUR MINING PLC	5,611	18.34	102,905.74	
	GLENORE PLC	322,618	4.44	1,432,262.61	
	JOHNSON MATTHEY PLC	5,926	16.07	95,201.19	
	MONDI PLC	14,192	14.00	198,688.00	
	RIO TINTO PLC REG	34,027	54.00	1,837,458.00	
	ASHTREAD GROUP PLC	13,125	47.34	621,337.50	
	BAE SYSTEMS PLC	93,002	10.35	962,570.70	
	BUNZL PLC	10,109	29.43	297,507.87	
	DCC (GB)	2,866	53.62	153,674.92	
	FERGUSON PLC	6,283	132.40	831,869.20	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	40,936	5.23	214,095.28	
	ROLLS ROYCE HOLDINGS PLC	253,553	2.63	667,858.60	
	SMITHS GROUP PLC	11,268	16.37	184,400.82	
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	2,202	91.76	202,055.52	
	EXPERIAN PLC	27,782	29.18	810,678.76	
	INTERTEK GROUP PLC	4,716	39.84	187,885.44	
	RELX PLC	48,945	30.46	1,490,864.70	
	RENTOKIL INITIAL PLC	74,714	4.35	324,707.04	
	BARRATT DEVELOPMENTS	31,827	5.08	161,744.81	
	BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	3,330	46.46	154,711.80	
	BURBERRY GROUP PLC	11,936	14.50	173,072.00	
	PERSIMMON PLC	9,537	12.59	120,070.83	

TAYLOR WIMPEY PLC	108,410	1.29	139,957.31	
COMPASS GROUP PLC	52,796	20.17	1,064,895.32	
ENTAIN PLC	19,347	8.00	154,814.69	
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	5,440	61.16	332,710.40	
PEARSON	20,269	9.27	187,974.70	
WHITBREAD PLC	6,304	31.10	196,054.40	
AUTO TRADER GROUP PLC	29,463	7.18	211,603.26	
INFORMA PLC	44,736	7.38	330,151.68	
WPP PLC	32,172	7.03	226,169.16	
JD SPORTS FASHION PLC	78,700	1.57	123,795.10	
KINGFISHER PLC	61,012	2.20	134,287.41	
NEXT PLC	3,960	79.30	314,028.00	
OCADO GROUP PLC	17,313	5.94	102,769.96	
SAINSBURY (J) PLC	50,437	2.83	142,988.89	
TESCO PLC	217,130	2.84	617,517.72	
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	10,625	23.88	253,725.00	
BRITISH AMERICAN TOBACCO	63,886	25.15	1,606,413.47	
COCA COLA HBC AG CDI	6,210	21.79	135,315.90	
DIAGEO	68,674	27.40	1,881,667.60	
IMPERIAL BRANDS PLC	27,144	18.35	497,956.68	
HALEON PLC	167,827	3.31	555,675.19	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	21,733	53.90	1,171,408.70	
UNILEVER PLC	40,016	37.54	1,502,000.56	
SMITH&NEOHEW PLC	26,907	10.21	274,855.00	
ASTRAZENECA PLC	46,846	100.32	4,699,590.72	
GSK PLC	123,774	14.01	1,734,073.74	
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	5,103	17.22	87,899.17	
BARCLAYS PLC	476,304	1.40	668,254.51	
HSBC HOLDINGS PLC	598,754	5.95	3,561,388.79	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	1,950,700	0.43	847,579.15	
NATWEST GROUP PLC	173,329	2.06	357,751.05	
STANDARD CHARTERED PLC	73,917	6.40	473,364.46	
3I GROUP PLC	29,219	22.31	651,875.89	
ABRDN PLC	64,987	1.67	108,658.26	
HARGREAVES LANSDOWN PLC	10,488	7.10	74,506.75	
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	12,863	89.10	1,146,093.30	
M&G PLC	67,005	2.10	140,978.52	
SCHRODERS PLC	22,611	4.01	90,670.11	
ST JAMES' S PLACE PLC	16,327	6.47	105,700.99	
WISE PLC - A	18,583	7.81	145,170.39	
ADMIRAL GROUP PLC	6,416	27.03	173,424.48	
AVIVA PLC	84,925	4.16	352,948.30	
LEGAL & GENERAL GROUP	175,951	2.28	402,048.03	
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	22,489	4.64	104,281.49	
PRUDENTIAL PLC	83,218	8.54	710,848.15	
SAGE GROUP PLC/THE	30,397	11.30	343,486.10	
HALMA PLC	11,365	21.24	241,392.60	
BT GROUP PLC	208,628	1.23	255,673.61	

	VODAFONE GROUP PLC	693,494	0.71	491,063.10	
	CENTRICA PLC	171,870	1.47	253,336.38	
	NATIONAL GRID PLC	111,152	10.26	1,139,863.76	
	SEVERN TRENT PLC	7,480	27.16	203,156.80	
	SSE PLC	32,790	18.31	600,220.95	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	19,909	11.25	223,976.25	
	イギリス・ポンド小計	8,436,198		55,324,600.87 (10,336,848,427)	
スイス・フラン	CLARIANT AG-REG	7,136	13.07	93,267.52	
	EMS CHEMIE HOLDING AG RE	212	614.50	130,274.00	
	GIVAUDAN-REG	279	3,245.00	905,355.00	
	HOLCIM LTD	15,787	63.90	1,008,789.30	
	SIG GROUP AG	9,107	20.26	184,507.82	
	SIKA AG-BEARER	4,379	236.80	1,036,947.20	
	ABB LTD	48,454	34.09	1,651,796.86	
	GEBERIT AG-REG	1,030	486.40	500,992.00	
	SCHINDLER HLDG AG	704	186.60	131,366.40	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	1,275	196.15	250,091.25	
	VAT GROUP AG	818	389.00	318,202.00	
	ADECCO GROUP AG-REG	4,626	42.02	194,384.52	
	SGS SA-REG	4,775	74.48	355,642.00	
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	1,630	256.20	417,606.00	
	CIE FINANCIERE RICHEMON REG	15,778	109.50	1,727,691.00	
	THE SWATCH GROUP	1,897	43.85	83,183.45	
	THE SWATCH GROUP AG-B	904	229.80	207,739.20	
	AVOLTA AG(REGD)	2,700	30.87	83,349.00	
	BARRY CALLEBAUT AG REG	107	1,453.00	155,471.00	
	LINDT SPRUENGLI PTG CERT CHF10	29	10,880.00	315,520.00	
	LINDT & SPRUENGLI AG-REG	3	107,400.00	322,200.00	
	NESTLE SA-REG	80,873	99.13	8,016,940.49	
	ALCON INC	15,104	65.42	988,103.68	
	SONOVA HOLDING AG-REG	1,582	251.80	398,347.60	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	3,347	122.00	408,334.00	
	BACHEM HOLDING AG-REG B	925	65.80	60,865.00	
	LOMZA AG-REG	2,233	341.80	763,239.40	
	NOVARTIS AG-REG SHS	61,955	84.84	5,256,262.20	
	ROCHE HOLDING AG GENUSS	21,236	236.40	5,020,190.40	
	ROCHE HOLDING AG-BR	967	249.20	240,976.40	
	SANDOZ GROUP AG	12,391	25.98	321,918.18	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	903	106.10	95,808.30	
	JULIUS BAER GROUP LTD	6,704	43.40	290,953.60	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	687	1,144.00	785,928.00	
UBS GROUP AG	99,395	23.90	2,375,540.50		
BALOISE HOLDING AG REG	1,366	129.80	177,306.80		
HELVETIA HOLDING AG-REG	1,122	118.10	132,508.20		
SWISS LIFE HOLDING AG	894	561.00	501,534.00		
SWISS RE LTD	9,016	102.75	926,394.00		
ZURICH INSURANCE GROUP AG	4,548	435.50	1,980,654.00		

	TEMENOS GROUP AG-REG	1,889	72.92	137,745.88	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	5,383	75.06	404,047.98	
	SWISSCOM	782	511.40	399,914.80	
	BKW AG	633	150.90	95,519.70	
	SWISS PRIME SITE REG	2,361	87.30	206,115.30	
	スイス・フラン小計	457,926		40,059,523.93 (6,752,433,354)	
香港・ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LIMITED	81,123	39.15	3,175,965.45	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	40,500	79.95	3,237,975.00	
	XINYI GLASS HOLDINGS LTD	56,000	8.89	497,840.00	
	MTR CORP	45,246	28.10	1,271,412.60	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	40,000	12.24	489,600.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	65,000	40.25	2,616,250.00	
	SANDS CHINA LTD	76,944	19.04	1,465,013.76	
	BUDWEISER BREWING CO APAC LT	53,700	13.62	731,394.00	
	WH GROUP LIMITED	249,500	4.91	1,225,045.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	111,989	21.05	2,357,368.45	
	HANG SENG BANK	22,500	87.50	1,968,750.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	36,141	279.60	10,105,023.60	
	AIA GROUP LTD	352,084	69.20	24,364,212.80	
	HKT TRUST AND HKT LTD	112,000	8.40	940,800.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LIMITED	20,000	38.10	762,000.00	
	CLP HOLDINGS	49,317	60.40	2,978,746.80	
	HONGKONG CHINA GAS	335,197	5.30	1,776,544.10	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	43,000	39.85	1,713,550.00	
	CK ASSET HOLDINGS LIMITED	58,633	38.15	2,236,848.95	
	ESR GROUP LTD	57,800	10.00	578,000.00	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	65,000	10.60	689,000.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	43,308	21.25	920,295.00	
	NEW WORLD DEVELOPMENT COMPANY LIMITED	45,293	11.72	530,833.96	
	SINO LAND	104,997	7.77	815,826.69	
SUN HUNG KAI PROPERTIES	43,108	76.40	3,293,451.20		
SWIRE PACIFIC A	14,500	51.00	739,500.00		
SWIRE PROPERTIES LTD	35,677	15.20	542,290.40		
WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	49,125	24.95	1,225,668.75		
	香港・ドル小計	2,307,682		73,249,206.51 (1,380,015,051)	
シンガポール・ドル	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	3,000	29.00	87,000.00	
	KEPPEL CORP LTD	43,400	6.43	279,062.00	
	SEATRUM LTD	1,390,490	0.11	148,782.43	
	SINGAPORE TECH ENGR.	47,700	3.72	177,444.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	45,100	6.37	287,287.00	
	GENTING SINGAPORE LTD	190,500	0.91	173,355.00	
	WILMAR INTERL LTD SGDO.5	59,800	3.68	220,064.00	
	DBS GROUP HOLDING	54,301	31.76	1,724,599.76	
	OVERSEA-CHINESE BANKING	101,724	12.69	1,290,877.56	
	UNITED OVERSEAS BANK	38,243	27.32	1,044,798.76	

	SINGAPORE EXCHANGE LTD	26,600	9.56	254,296.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	247,874	2.29	567,631.46	
	SEBICORP INDUSTRIES LTD	27,100	5.16	139,836.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	77,575	3.06	237,379.50	
	CITY DEVELOPMENTS	15,100	6.23	94,073.00	
	UOL GROUP LIMITED	13,000	5.94	77,220.00	
	シンガポール・ドル小計	2,381,507		6,803,706.47 (750,993,119)	
ニュージー ランド・ド ル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	37,840	7.90	298,936.00	
	EBOS GROUP LTD	4,868	36.99	180,067.32	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	16,809	23.80	400,054.20	
	SPARK NEW ZEALAND LIMITED	54,085	5.07	274,210.95	
	MERCURY NZ LTD	23,232	6.08	141,250.56	
	MERIDIAN ENERGY LTD	39,492	5.13	202,593.96	
	ニュージーランド・ドル小計	176,326		1,497,112.99 (135,788,147)	
スウェーデ ン・クロ ーナ	BOLIDEN AB	8,018	284.35	2,279,918.30	
	HOLMEN AB-B SHARES	2,776	440.60	1,223,105.60	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	18,203	159.40	2,901,558.20	
	ALFA LAVAL AB	8,757	389.80	3,413,478.60	
	ASSA ABLOY AB-B	30,295	269.60	8,167,532.00	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	80,538	161.75	13,027,021.50	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	47,432	138.65	6,576,446.80	
	BEIJER REF AB	11,659	117.10	1,365,268.90	
	EPIROC AB-A	19,757	194.00	3,832,858.00	
	EPIROC AB-B	12,143	164.90	2,002,380.70	
	HUSQVARNA AB-B SHS	12,545	80.30	1,007,363.50	
	INDUTRADE AB	8,119	230.30	1,869,805.70	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	4,596	232.90	1,070,408.40	
	LIFCO AB-B SHS	7,001	229.20	1,604,629.20	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	45,455	62.58	2,844,573.90	
	SAAB AB-B	2,420	547.60	1,325,192.00	
	SANDVIK AB	32,068	204.40	6,554,699.20	
	SKANSKA AB-B	10,601	168.20	1,783,088.20	
	SKF AB-B SHARES	11,143	195.50	2,178,456.50	
	VOLVO AB-A SHS	6,004	245.40	1,473,381.60	
	VOLVO AB-B SHS	45,423	242.20	11,001,450.60	
	SECURITAS B	15,183	92.84	1,409,589.72	
	VOLVO CAR AB-B	17,636	34.38	606,325.68	
	EVOLUTION AB	5,496	1,101.80	6,055,492.80	
	HENNES & MAURITZ B	21,368	175.04	3,740,254.72	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	18,283	263.40	4,815,742.20	
	GETINGE AB-B SHS	6,907	225.90	1,560,291.30	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	5,666	252.40	1,430,098.40	
	NORDEA BANK ABP	98,063	116.90	11,463,564.70	
	SKAND. ENSKILDA BANKEN A	47,937	126.80	6,078,411.60	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	42,868	99.24	4,254,220.32	
	SWEDBANK AB	27,501	193.25	5,314,568.25	
EQT AB	10,680	248.80	2,657,184.00		

	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	3,703	314.90	1,166,074.70	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	4,402	314.70	1,385,309.40	
	INVESTOR AB-B SHS	52,316	215.50	11,274,098.00	
	LUNDBERGFÖRETAGEN B	2,461	498.10	1,225,824.10	
	"ERICSSON (LM) TEL, SEK1 SER B"	86,147	52.58	4,529,609.26	
	HEXAGON AB-B SHS	62,755	104.50	6,557,897.50	
	TELE2 AB-B SHS	15,684	81.90	1,284,519.60	
	TELIA COMPANY AB	77,865	24.92	1,940,395.80	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	18,870	62.82	1,185,413.40	
	SAGAX AB-B	5,717	239.30	1,368,078.10	
	スウェーデン・クローナ小計	1,072,461		158,805,580.95 (2,256,627,304)	
ノルウェー・クローネ	AKER BP ASA	9,402	304.60	2,863,849.20	
	EQUINOR ASA	27,289	342.25	9,339,660.25	
	NORSK HYDRO	41,153	63.06	2,595,108.18	
	YARA INTERNATIONAL ASA	4,989	361.90	1,805,519.10	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	2,618	464.60	1,216,322.80	
	ADEVINTA ASA	7,366	111.40	820,572.40	
	MOWI ASA	13,314	192.25	2,559,616.50	
	ORKLA ASA	23,588	79.92	1,885,152.96	
	SALMAR ASA	2,193	584.60	1,282,027.80	
	DNB BANK ASA	27,407	204.80	5,612,953.60	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	6,150	182.00	1,119,300.00	
	TELENOR ASA	20,453	115.65	2,365,389.45	
	ノルウェー・クローネ小計	185,922		33,465,472.24 (462,158,172)	
デンマーク・クローネ	CHR HANSEN HOLDING A/S	3,072	534.60	1,642,291.20	
	NOVOZYMES A/S B SHARES	6,030	349.50	2,107,485.00	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	285	1,825.00	520,125.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	30,395	182.54	5,548,303.30	
	A P MOLLER MAERSK A/S	160	10,870.00	1,739,200.00	
	A. P. MOLLER-MAERSK A DKK1000	95	10,710.00	1,017,450.00	
	DSV A/S	5,675	1,053.50	5,978,612.50	
	PANDORA A/S	2,765	911.40	2,520,021.00	
	CARLSBERG B	3,046	827.40	2,520,260.40	
	COLOPLAST B	4,139	803.20	3,324,444.80	
	DEMANT A/S	2,833	290.70	823,553.10	
	GENMAB A/S	1,973	2,142.00	4,226,166.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	98,846	689.40	68,144,432.40	
	DANSKE BANK A/S	20,212	175.85	3,554,280.20	
	TRYG A/S	11,018	145.95	1,608,077.10	
ORSTED A/S	5,578	316.00	1,762,648.00		
	デンマーク・クローネ小計	196,122		107,037,350.00 (2,318,429,001)	
イスラエル・シェケル	ICL GROUP LIMITED	23,381	19.43	454,292.83	
	ELBIT SYSTEMS LTD	786	759.10	596,652.60	
	TEVA PHARMACEUTICAL IND LTD	22,893	35.60	814,990.80	
	BANK HAPOLIM BM	38,036	32.00	1,217,152.00	

	BANK LEUMI LE-ISRAEL	45,974	28.80	1,324,051.20	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	35,010	18.53	648,735.30	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	4,624	136.40	630,713.60	
	NICE LTD	1,853	717.80	1,330,083.40	
	AZRIELI GROUP	1,403	221.70	311,045.10	
	イスラエル・シェケル小計	173,960		7,327,716.83 (292,474,093)	
ユーロ	ENI SPA	71,579	15.11	1,081,415.53	
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	14,913	13.62	203,115.06	
	NESTE OYJ	12,471	34.20	426,508.20	
	OMV AG	4,297	39.37	169,172.89	
	REPSOL SA	38,692	14.03	542,655.30	
	TENARIS SA	14,277	15.33	218,937.79	
	TOTAL SE	68,104	61.68	4,200,654.72	
	AIR LIQUIDE	15,826	173.76	2,749,925.76	
	AKZO NOBEL	5,453	70.18	382,691.54	
	ARKEMA	1,729	93.52	161,696.08	
	BASF SE	27,539	42.97	1,183,488.52	
	COVESTRO	5,886	48.60	286,059.60	
	DSM-FIRMENICH AG	5,633	87.17	491,028.61	
	EVONIK INDUSTRIES AG	6,222	17.41	108,325.02	
	HEIDELBERG MATERIALS AG	4,323	74.10	320,334.30	
	NLG) ARCELORMITTAL	15,685	22.83	358,088.55	
	OCI NV	3,093	20.95	64,798.35	
	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	7,863	33.15	260,658.45	
	SOLVAY	2,156	105.45	227,350.20	
	STORA ENSO OYJ-R SHS	17,584	11.99	210,744.24	
	SYMRISE AG	3,907	101.40	396,169.80	
	UMICORE	6,243	24.43	152,516.49	
	UPM-KYMMENE	16,133	32.00	516,256.00	
	VOESTALPINE AG	3,551	26.04	92,468.04	
	WACKER CHEMIE AG	552	112.90	62,320.80	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	7,298	36.76	268,274.48	
	AIRBUS SE	17,918	135.56	2,428,964.08	
	ALSTOM	9,588	11.50	110,214.06	
	BOUYGUES SA	5,775	35.14	202,933.50	
	BRENTAG SE	4,630	77.26	357,713.80	
	CIE DE SAINT-GOBAIN	14,011	59.42	832,533.62	
	CNH INDUSTRIAL NV	30,716	9.69	297,638.04	
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	14,925	29.83	445,212.75	
	DASSAULT AVIATION SA	766	185.00	141,710.00	
	EIFFAGE EUR4 (POST SUBDIV ISIO	2,222	92.76	206,112.72	
	FERROVIAL SE	15,391	31.54	485,432.14	
	GEA GROUP AG NPV	4,733	33.70	159,502.10	
	IMCD NV	1,726	137.40	237,152.40	
	KINGSPAN GROUP PLC	4,524	71.30	322,561.20	
	KNORR-BREMSE AG	2,182	57.86	126,250.52	
	KONE OYJ	10,273	40.76	418,727.48	

LEGRAND PROMESSES EUR4	8,015	88.16	706,602.40	
METSO CORPORATION	19,923	9.10	181,339.14	
MTU AERO ENGINES AG	1,600	187.85	300,560.00	
PRYSMIAN SPA EURO.10	7,952	35.27	280,467.04	
RATIONAL AG	151	590.00	89,090.00	
RHEINMETALL AG	1,302	275.20	358,310.40	
SAFRAN SA	10,353	160.14	1,657,929.42	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	16,399	167.20	2,741,912.80	
SIEMENS AG	22,938	152.88	3,506,761.44	
SIEMENS ENERGY AG	15,607	10.76	168,009.35	
THALES SA	3,200	138.65	443,680.00	
VINCI SA	16,125	112.12	1,807,935.00	
WARTSILA OYJ	13,590	12.70	172,593.00	
BUREAU VERITAS	8,577	22.47	192,725.19	
RANDSTAD NV	3,659	54.88	200,805.92	
RELX PLC	8,324	35.21	293,088.04	
TELEPERFORMANCE	1,786	130.30	232,715.80	
WOLTERS KLUWER CVA	7,901	125.95	995,130.95	
ADP	906	113.00	102,378.00	
AENA SME SA	2,249	156.50	351,968.50	
DHL GROUP-REG	30,421	42.91	1,305,365.11	
GETLINK SE	10,806	16.75	180,946.47	
LUFTHANSA	18,612	8.02	149,268.24	
BAYER MOTOREN WERKEURI	9,117	96.07	875,870.19	
BAYER MOTOREN WERKNON-VTG PRF EUR1	1,799	87.25	156,962.75	
CONTINENTAL	3,284	71.60	235,134.40	
DR ING HC F PORSCHE AG	3,391	84.88	287,828.08	
FERRARI NV	3,787	335.40	1,270,159.80	
MERCEDES-BENZ GROUP AG	24,304	59.29	1,440,984.16	
MICHELIN (CGDE)	20,380	30.84	628,519.20	
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE (PREF)	4,638	45.21	209,683.98	
RENAULT SA	5,976	35.83	214,090.20	
STELLANTIS NV	24,091	19.70	474,544.51	
STELLANTIS NV	43,482	19.71	857,204.14	
VALEO SA	6,088	13.54	82,401.08	
VOLKSWAGEN STAMM	878	119.45	104,877.10	
VOLKSWAGEN VORZUG	6,233	106.88	666,183.04	
ADIDAS AG	4,867	192.72	937,968.24	
HERMES INTERNATIONAL	957	1,897.00	1,815,429.00	
KERING	2,245	391.00	877,795.00	
LVMH	8,346	690.50	5,762,913.00	
MONCLER SPA	6,166	51.02	314,589.32	
PUMA SE	3,065	58.48	179,241.20	
SEB	804	104.60	84,098.40	
ACCOR SA	5,565	31.63	176,020.95	
AMADEUS IT GROUP SA-A SHS	13,617	63.82	869,036.94	
DELIVERY HERO SE	5,241	30.42	159,457.42	



LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	3,150	33.12	104,328.00	
PADDY POWER BETFAIR PLC	5,333	143.75	766,618.75	
SODEXO	2,760	99.34	274,178.40	
BOLLORE SE	26,053	5.34	139,123.02	
PUBLICIS GROUPE	6,977	77.28	539,182.56	
SCOUT24 SE	2,374	63.32	150,321.68	
UNIVERSAL MUSIC GROUP BV	24,765	24.19	599,065.35	
VIVENDI SE	22,234	8.75	194,636.43	
D' IETEREN GROUP	733	157.00	115,081.00	
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL SA	32,770	37.54	1,230,185.80	
PROSUS NV	46,301	30.07	1,392,502.57	
ZALANDO SE	6,728	22.08	148,554.24	
CARREFOUR	18,222	17.36	316,242.81	
HELLOFRESH SE	4,629	14.42	66,750.18	
JERONIMO MARTINS	8,284	22.52	186,555.68	
KESKO OYJ-B SHS	8,375	17.48	146,436.87	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	29,491	26.34	776,792.94	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	26,044	57.18	1,489,195.92	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS PLC	4,700	54.60	256,620.00	
DANONE	19,539	59.15	1,155,731.85	
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	15,854	9.94	157,525.34	
HEINEKEN HOLDING EUR1.6	3,926	70.55	276,979.30	
HEINEKEN NV	8,723	82.72	721,566.56	
JDE PEET'S BV	3,799	24.42	92,771.58	
KERRY GROUP A	4,780	73.78	352,668.40	
LOTUS BAKERIES	12	7,980.00	95,760.00	
PERNOD RICARD	6,200	155.75	965,650.00	
REMY COINTREAU	683	108.55	74,139.65	
BEIERSDORF	3,016	129.15	389,516.40	
HENKEL AG & CO KGAA (PREF)	5,380	71.38	384,024.40	
HENKEL KGAA	3,245	62.70	203,461.50	
L' OREAL	7,279	431.85	3,143,436.15	
UNILEVER PLC	36,302	43.49	1,578,592.47	
AMPLIFON SPA	3,732	28.24	105,391.68	
BIOMERIEUX	1,223	98.84	120,881.32	
CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	1,212	83.98	101,783.76	
DIASORIN ITALIA SPA	813	86.16	70,048.08	
ESSILORLUXOTTICA	8,894	177.24	1,576,372.56	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG AND CO KGAA	6,332	37.28	236,056.96	
FRESENIUS SE & CO KGaA	12,707	28.57	363,038.99	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	27,777	18.83	522,985.35	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	8,300	52.42	435,086.00	
ARGENX SE	1,683	402.20	676,902.60	
BAYER AG	29,695	30.67	910,745.65	
EUROFINS SCIENTIFIC	3,948	52.82	208,533.36	
GRIFOLS SA	9,432	12.66	119,409.12	
IPSEN	1,163	102.90	119,672.70	

MERCK KGAA	3,883	160.40	622,833.20	
ORION OYJ	3,271	36.50	119,391.50	
QIAGEN N.V.	6,910	37.63	260,023.30	
RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	3,263	44.32	144,616.16	
SANOFI	34,414	84.87	2,920,716.18	
SARTORIUS AG-VORZUG	792	294.50	233,244.00	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	827	207.50	171,602.50	
UCB SA	3,817	67.30	256,884.10	
ABN AMRO BANK NV-CVA	12,519	12.52	156,800.47	
AIB GROUP PLC	40,403	4.15	167,591.64	
BANCA INTESA SPA	470,712	2.65	1,245,739.30	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENT	181,921	8.70	1,581,985.01	
BANCO SANTANDER SA	490,212	3.80	1,861,825.17	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	32,092	8.57	275,156.80	
BNP PARIBAS	31,779	56.92	1,808,860.68	
CAIXABANK	130,463	4.20	547,553.21	
COMMERZBANK AG	31,163	11.30	352,297.71	
CREDIT AGRICOLE SA	36,061	11.80	425,519.80	
ERSTE GROUP BANK AG	10,073	36.73	369,981.29	
FINECOBANK SPA	17,792	12.24	217,685.12	
ING GROUP N.V.	109,403	12.77	1,396,857.50	
KBC BANCASSURANCE HOLDING NV	7,510	52.48	394,124.80	
MEDIOBANCA	18,507	10.73	198,580.11	
SOCIETE GENERALE-A	21,986	22.74	499,961.64	
UNICREDIT SPA	55,729	25.32	1,411,336.92	
ADYEN NV	650	1,087.80	707,070.00	
AMUNDI SA	1,867	56.10	104,738.70	
DEUTSCHE BANK AG-REG	58,585	11.27	660,370.12	
DEUTSCHE BOERSE AG	5,697	174.05	991,562.85	
EDENRED	7,473	50.02	373,799.46	
EURAZEO	1,267	62.75	79,504.25	
EURONEXT NV	2,584	76.10	196,642.40	
EXOR NV	3,056	88.40	270,150.40	
GROUPE BRUXELLES LAMBERT	3,038	72.30	219,647.40	
NEXI SPA	17,698	7.10	125,691.19	
SOFINA	490	202.60	99,274.00	
WENDEL	782	78.50	61,387.00	
WORLDLINE SA	6,974	13.95	97,287.30	
AEGON LTD	55,887	4.94	276,193.55	
AGEAS	4,846	39.41	190,980.86	
ALLIANZ	12,247	231.00	2,829,057.00	
ASR NEDERLAND NV	4,842	37.42	181,187.64	
ASSICURAZIONI GENERALI	30,635	18.97	581,145.95	
AXA SA	55,451	28.44	1,577,026.44	
HANNOVER RUECK SE	1,886	217.50	410,205.00	
MUENCHENER RUECK AG-REG	4,201	387.50	1,627,887.50	
NN GROUP NV	7,998	31.75	253,936.50	
POSTE ITALIANE	16,160	9.81	158,594.24	
SAMPO OYJ-A SHS	13,900	39.32	546,478.50	

TALANX AG	1,914	65.70	125,749.80	
BECHTLE AG	2,430	45.77	111,221.10	
CAPGEMINI SA	4,984	188.55	939,733.20	
DASSAULT SYSTEMES SE	20,023	43.12	863,491.87	
NEMETSCHEK SE	1,844	81.04	149,437.76	
SAP SE	31,563	144.54	4,562,116.02	
NOKIA OYJ	159,839	3.25	518,997.23	
CELLNEX TELECOM SA	16,979	35.10	595,962.90	
DEUTSCHE TELEKOM	97,968	21.94	2,148,928.08	
ELISA CORP-A SHARES	4,146	41.24	170,981.04	
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	9,879	11.30	111,632.70	
KPN (KON. PTT NEDERLAND	96,873	3.17	307,087.41	
ORANGE S.A.	56,282	11.26	633,622.75	
TELECOM ITALIA SPA	299,334	0.26	78,844.57	
TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDI	27,651	2.35	64,979.85	
TELEFONICA S.A.	161,628	3.89	628,409.66	
ACCIONA SA	730	128.80	94,024.00	
CORP ACCIONA ENERGIAS RENOVA	1,974	26.74	52,784.76	
E.ON SE	67,446	11.98	807,665.85	
EDP ELERGIAS DE PORTUGAL	95,049	4.40	418,595.79	
EDP RENOVAVEIS SA	8,865	16.34	144,898.42	
ELIA GROUP SA/NV	950	98.50	93,575.00	
ENAGAS	7,199	16.74	120,547.25	
ENDESA SA	9,460	19.10	180,686.00	
ENEL SPA	246,356	6.43	1,584,808.14	
ENGIE	54,869	15.87	870,880.76	
FORTUM OYJ	12,949	12.96	167,819.04	
IBERDROLA SA	184,410	11.31	2,084,755.05	
NATURGY ENERGY GROUP SA	4,294	27.20	116,796.80	
REDEIA CORPORACION SA	12,113	15.33	185,692.29	
RWE AG	19,299	39.26	757,678.74	
SNAM SPA	61,706	4.56	281,317.65	
TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONALE SPA	41,249	7.41	305,572.59	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	20,155	28.68	578,045.40	
VERBUND AG	2,100	84.70	177,870.00	
ASM INTERNATIONAL NV	1,417	469.40	665,139.80	
ASML HOLDING NV	12,185	629.20	7,666,802.00	
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	2,335	128.55	300,164.25	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	39,156	35.70	1,397,869.20	
STMICROELECTRONICS NV	20,493	43.03	881,916.25	
LEG IMMOBILIEN SE	2,254	71.90	162,062.60	
VONOVIA SE	22,208	25.95	576,297.60	
ユーロ小計	5,492,952		144,006,438.50 (23,258,479,881)	
合 計	34,456,470		235,646,793,215 (235,646,793,215)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE	5,000.00	545,050.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	9,400.00	336,426.00	
		AMERICAN TOWER CORP	14,092.00	2,905,488.56	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	14,050.00	254,305.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	4,315.00	737,131.45	
		BOSTON PROPERTIES INC	4,550.00	259,350.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	3,206.00	287,738.50	
		CROWN CASTLE INC	12,966.00	1,503,796.68	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	8,800.00	1,216,160.00	
		EQUINIX INC	2,827.00	2,285,092.37	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	5,300.00	371,477.00	
		EQUITY RESIDENTIAL PPTY	10,743.00	607,838.94	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	1,937.00	411,089.51	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	6,400.00	828,992.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	7,600.00	348,688.00	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC	11,300.00	170,969.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	15,900.00	272,526.00	
		HOST HOTELS AND RESORTS INC	21,048.00	367,077.12	
		INVITATION HOMES INC	18,300.00	603,168.00	
		IRON MOUNTAIN INC	8,757.00	554,142.96	
		KIMCO REALTY CORP	18,900.00	359,478.00	
		MID AMERICA APARTMENT COMM	3,437.00	425,706.82	
		PROLOGIS INC	27,928.00	3,156,981.12	
		PUBLIC STORAGE	4,730.00	1,219,867.00	
		REALTY INCOME CORP	20,438.00	1,096,907.46	
		REGENCY CENTERS CORP	5,000.00	307,350.00	
	SBA COMMUNICATIONS CORP	3,200.00	784,640.00		
	SIMON PPTY (SIMON DEBART	9,880.00	1,212,868.80		
	SUN COMMUNITIES INC	3,700.00	473,600.00		
	UDR INC	9,700.00	322,913.00		
	VENTAS INC COM	12,100.00	549,461.00		
	VICI PROPERTIES INC	30,400.00	900,448.00		
	WELLTOWER INC	14,991.00	1,322,206.20		
WEYERHAEUSER CO	22,060.00	699,302.00			
WP CAREY INC	6,200.00	385,578.00			
	アメリカ・ドル小計		379,155.00	28,083,814.49 (4,130,286,597)	
	カナダ・ドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	2,800.00	128,296.00	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	5,000.00	87,150.00	
	カナダ・ドル小計		7,800.00	215,446.00 (23,313,412)	
	オーストラリア・ドル	DEXUS/AU	31,342.00	219,394.00	
		GOODMAN GROUP	50,608.00	1,180,178.56	
		GPT GROUP	55,573.00	226,737.84	
		MIRVAC GROUP	122,258.00	240,848.26	
		SCENTRE GROUP	155,373.00	408,630.99	

	STOCKLAND	71,820.00	292,307.40	
	VINCINITY CENTERS	117,781.00	213,772.51	
オーストラリア・ドル小計		604,755.00	2,781,869.56 (271,093,189)	
イギリス・ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	21,473.00	134,979.27	
	SEGRO PLC	35,390.00	290,339.56	
イギリス・ポンド小計		56,863.00	425,318.83 (79,466,570)	
香港・ドル	LINK REIT	76,424.00	2,972,893.60	
香港・ドル小計		76,424.00	2,972,893.60 (56,009,314)	
シンガポール・ドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	113,085.00	321,161.40	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	154,021.00	284,938.85	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	101,167.00	163,890.54	
	MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	71,600.00	98,092.00	
シンガポール・ドル小計		439,873.00	868,082.79 (95,818,978)	
ユーロ	COVIVIO	1,463.00	64,898.68	
	GECINA SA	1,365.00	138,138.00	
	KLEPIERRE	6,452.00	149,041.20	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	3,517.00	201,383.42	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	5,019.00	128,084.88	
ユーロ小計		17,816.00	681,546.18 (110,076,524)	
投資証券合計			4,766,064,584 (4,766,064,584)	
合 計			4,766,064,584 (4,766,064,584)	

- (注) 1. 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。  
2. 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。  
3. 投資証券における券面総額は、証券数です。

#### 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	有価証券の合計 額に対する比率
アメリカ・ドル	株式 603銘柄	97.7%	—	74.6%
	投資証券 35銘柄	—	2.3%	
カナダ・ドル	株式 87銘柄	99.7%	—	3.3%
	投資証券 2銘柄	—	0.3%	
オーストラリア・ドル	株式 54銘柄	94.3%	—	2.0%
	投資証券 7銘柄	—	5.7%	
イギリス・ポンド	株式 84銘柄	99.2%	—	4.3%
	投資証券 2銘柄	—	0.8%	
スイス・フラン	株式 45銘柄	100.0%	—	2.8%
香港・ドル	株式 28銘柄	96.1%	—	0.6%
	投資証券 1銘柄	—	3.9%	
シンガポール・ドル	株式 16銘柄	88.7%	—	0.4%
	投資証券 4銘柄	—	11.3%	

ニュージーランド・ドル	株式	6銘柄	100.0%	—	0.1%
スウェーデン・クローナ	株式	43銘柄	100.0%	—	0.9%
ノルウェー・クローネ	株式	12銘柄	100.0%	—	0.2%
デンマーク・クローネ	株式	16銘柄	100.0%	—	1.0%
イスラエル・シェケル	株式	9銘柄	100.0%	—	0.1%
ユーロ	株式	226銘柄	99.5%	—	9.7%
	投資証券	5銘柄	—	0.5%	

(注) 組入株式時価比率及び組入投資証券時価比率は時価の合計額に対する通貨毎の比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

(2023年12月29日現在)

I 資産総額	28,224,125,837円
II 負債総額	14,318,711,383円
III 純資産総額 (I - II)	13,905,414,454円
IV 発行済口数	6,960,382,936口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.9978円

### <参考情報>

親投資信託受益証券 (外国株式インデックス・オープン・マザーファンド)

(2023年12月29日現在)

I 資産総額	252,334,557,363円
II 負債総額	313,374,585円
III 純資産総額 (I - II)	252,021,182,778円
IV 発行済口数	44,029,705,039口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	5.7239円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

受益者が委託会社に対して行う下記の手続きは、販売会社を通じて、委託会社に請求することにより行うことができます。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

### (1) 受益証券の名義書換等

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。したがって該当事項はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者等名簿の閉鎖の時期

該当事項はありません。

### (3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

### (4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

#### <受益権の譲渡>

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### <受益権の譲渡の対抗要件>

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (5) その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

#### <受益権の再分割>

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### <償還金>

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定さ



れた受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

<質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて>

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額（本書提出日現在）

###### ① 資本金の額

委託会社の資本金の額は金3億1千万円です。

###### ② 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は6,200株です。

###### ③ 発行済株式の総数

委託会社の発行済株式総数は6,200株です。

###### ④ 最近5年間ににおける主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### ① 会社の意思決定機構

取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、代表取締役社長に事故があるときにその職務を代行します。監査役は、委託会社の会計監査を行います。各部には、部長をおき、部長は、代表取締役社長または取締役の命を受け、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

###### ② 投資運用の意思決定機構

###### 1) 運用基本方針の決定

投資政策委員会で、投資対象地域経済、産業、政治について更に精緻に分析を行い、投資対象企業、債券を様々な面より分析しつつ、基本的な運用方針を決定します。

###### 2) 運用実施計画の作成

ファンド・マネージャーは決定された運用基本方針に基づいて、具体的な銘柄選択と運用実施計画を作成します。

###### 3) 運用の実行

ファンド・マネージャーは運用計画に基づいて、組入有価証券の売買等を指図します。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っています。

2023年11月末現在、委託会社の運用する証券投資信託は、合計118本であり、その純資産総額は3,368,372百万円です（親投資信託を除く、公募投資信託および私募投資信託の合計値です。）。

### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。  
また、委託会社の間接財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規制」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）ならびに同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表ならびに第27期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2023年6月22日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (2022年3月31日現在)			当事業年度 (2023年3月31日現在)		
	金 額	構成比	%	金 額	構成比	%
(資産の部)			%			%
流動資産						
預金		4,391,110			4,944,755	
有価証券		23,294			24,319	
前払金		119,649			232,900	
前払費用		29,290			34,419	
未収入金		688,466			615,211	
未収委託者報酬		685,229			665,966	
未収収益		42,751			36,568	
流動資産計		5,979,793	75.8		6,554,141	80.5
固定資産						
有形固定資産		375			112	
建物附属設備	※1	0		0		
器具備品	※1	375		112		
無形固定資産		0			0	
ソフトウェア		0		0		
投資その他の資産		1,904,306			1,586,165	
長期差入保証金		71,694		42,548		
繰延税金資産		1,826,336		1,537,341		
その他投資		6,275		6,275		
固定資産計		1,904,682	24.2		1,586,278	19.5
資産合計		7,884,475	100.0		8,140,419	100.0

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (2022年3月31日現在)			当事業年度 (2023年3月31日現在)		
	金 額	構成比	%	金 額	構成比	%
(負債の部)			%			%
流動負債						
預り金		172,682		211,213		
未払金		344,370		341,855		
未払手数料	177,539			180,016		
その他未払金	166,831			161,839		
未払費用		11,699		12,884		
未払法人税等		296,332		176,932		
未払消費税等		30,068		25,106		
賞与引当金		74,876		92,579		
流動負債計		930,030	11.8	860,572	10.6	
固定負債						
退職給付引当金		84,840		76,260		
固定負債計		84,840	1.1	76,260	0.9	
負債合計		1,014,871	12.9	936,833	11.5	
(純資産の部)			%			%
株主資本		6,869,604	87.1	7,203,586	88.5	
資本金	310,000			310,000		
利益剰余金						
利益準備金	77,500			77,500		
その他利益剰余金						
別途積立金	31,620			31,620		
繰越利益剰余金	6,450,484			6,784,466		
純資産合計		6,869,604	87.1	7,203,586	88.5	
負債・純資産合計		7,884,475	100.0	8,140,419	100.0	

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日		当事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日	
	金 額	構成比	金 額	構成比
		%		%
営業収益				
委託者報酬	2,655,508		2,681,106	
投資顧問収入	3,030,659		2,805,885	
その他営業収益 ※ 1	85,660		12,640	
営業収益計	5,771,828	100.0	5,499,631	100.0
営業費用				
支払手数料	711,649		753,876	
広告宣伝費	53,735		51,264	
公告費	1,140		1,140	
調査費	712,486		654,933	
調査費	407,466		337,268	
委託調査費	304,641		317,181	
図書費	378		483	
委託計算費	485,872		387,357	
営業雑経費	29,696		44,076	
通信費	3,997		6,765	
印刷費	7,276		14,575	
協会費	12,853		17,758	
諸会費	55		7	
その他	5,512		4,968	
営業費用計	1,994,579	34.6	1,892,648	34.4
一般管理費				
給料	1,568,661		1,475,040	
役員報酬	425,268		251,291	
給料・手当	787,766		816,610	
賞与	285,950		330,579	
賞与引当金繰入額	69,676		76,559	
交際費	1,607		3,676	
旅費交通費	676		10,847	
租税公課	32,240		3,770	
不動産賃借料	60,478		64,855	
退職給付費用	74,675		61,481	
固定資産減価償却費	2,571		765	
福利厚生費	130,238		139,590	
諸経費	186,753		192,029	
一般管理費計	2,057,903	35.7	1,952,057	35.5
営業利益	1,719,345	29.8	1,654,925	30.1
営業外収益				
移転価格調整金 ※ 1、※ 2			131,841	
為替差益	18		1,707	
有価証券運用益	1,013		2,727	
雑収入	881		106	
営業外収益計	1,913	0.0	136,383	2.5
営業外費用				
移転価格調整金 ※ 1	363,220		-	
為替差損	214		1,046	
有価証券運用損	1		-	
雑損失	329		73	
営業外費用計	363,766	6.3	1,119	0.0
経常利益	1,357,491	23.5	1,790,188	32.6
特別利益				



事業再構築費用戻入		7,084			—	
特別利益計		7,084	0.1		—	0.0
特別損失						
事務処理損失		146			4,303	
固定資産除却損		2,326			—	
特別損失計		2,472	0.0		4,303	0.1
税引前当期純利益		1,362,102	23.6		1,785,884	32.5
法人税,住民税及び事業税		261,905	4.5		324,907	5.9
法人税等調整額		261,874	4.5		288,994	5.3
当期純利益		838,322	14.5		1,171,982	21.3

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本						純資産合計
	資本金	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	株主資本 合計	
			その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金			
		別途積立金					
当期首残高	310,000	77,500	31,620	6,091,161	6,200,281	6,510,281	6,510,281
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	(479,000)	(479,000)	(479,000)	(479,000)
当期純利益	—	—	—	838,322	838,322	838,322	838,322
当期変動額合計	—	—	—	359,322	359,322	359,322	359,322
当期末残高	310,000	77,500	31,620	6,450,484	6,559,604	6,869,604	6,869,604

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本						純資産合計
	資本金	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	株主資本 合計	
			その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金			
		別途積立金					
当期首残高	310,000	77,500	31,620	6,450,484	6,559,604	6,869,604	6,869,604
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	(838,000)	(838,000)	(838,000)	(838,000)
当期純利益	—	—	—	1,171,982	1,171,982	1,171,982	1,171,982
当期変動額合計	—	—	—	333,982	333,982	333,982	333,982
当期末残高	310,000	77,500	31,620	6,784,466	6,893,586	7,203,586	7,203,586

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 売買目的有価証券 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却方法	有形固定資産 リース資産以外の有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります 器具備品 3～7年
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。

	<p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異 発生の翌事業年度に一括損益処理しております。</p>
5. 収益の計上方法	<p>(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託約款に定められた履行義務の充足状況に基づき、投資信託約款毎に、日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資顧問収入 投資顧問収入は、投資顧問契約に定められた履行義務の充足状況に基づき、投資顧問契約毎に計算基礎額に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。</p>
6. その他 財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

## 会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。ただし、これによる具体的な会計方針の変更は無く、したがって、時価算定会計基準適用指針の適用にともなう当事業年度における貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書への影響は有りません。

## 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 1,537,341千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生および金額によって見積もっております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合や将来の税法の改正等により、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2022年3月31日現在)	当事業年度 (2023年3月31日現在)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 30,399千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 30,661千円
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左

(損益計算書関係)

前事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日	当事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日
※1. 移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額85,395千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額363,220千円は、損益計算書の営業外費用である移転価格調整金に含まれております。	※1. 移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた事務手数料調整額12,389千円は、損益計算書のその他営業収益に、移転価格調整額131,841千円は、損益計算書の営業外収益に含まれております。
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	※2. 関係会社に係る注記 関係会社との取引高 営業外収益 131,841千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	6,200株	-	-	6,200株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	479,000千円	77,258.06円	2021年3月31日	2021年6月25日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	838,000千円	利益剰余金	135,161.29円	2022年3月31日	2022年6月28日

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	6,200株	-	-	6,200株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	838,000千円	135,161.29円	2022年3月31日	2022年6月28日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,171,000千円	利益剰余金	188,870.96円	2023年3月31日	2023年6月28日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。同じく営業債権である未収投資顧問料は、概ね6か月以内に回収される債権であり、また顧客の業種等も多岐にわたり分散されていることから、顧客の信用リスクは限定されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日現在

預金、未収入金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料及びその他未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2023年3月31日現在

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
有価証券	24,319	24,319	-
資産計	24,319	24,319	-

預金、未収入金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料及びその他未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

2022年3月31日現在

前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。

2023年3月31日現在

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	24,319	-	24,319
資産計	-	24,319	-	24,319

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券は投資信託であり基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度 (2022年3月31日現在)		当事業年度 (2023年3月31日現在)	
売買目的の有価証券		売買目的の有価証券	
貸借対照表計上額	23,294千円	貸借対照表計上額	24,319千円
当事業年度の損益		当事業年度の損益	
に含まれた評価差額	1,013千円	に含まれた評価差額	1,025千円

(デリバティブ取引関係)

前事業年度	当事業年度
自 2021年4月 1日	自 2022年4月 1日
至 2022年3月31日	至 2023年3月31日
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

前事業年度	当事業年度
自 2021年4月 1日	自 2022年4月 1日
至 2022年3月31日	至 2023年3月31日
2011年4月1日に確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）、確定拠出年金制度を導入いたしました。 また、2000年9月29日より退職給付信託を設定しております。	同左

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度
	自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日
退職給付債務の期首残高	450,505
勤務費用	58,354
利息費用	-
数理計算上の差異の発生額	△10,018
退職給付の支払額	<u>△18,668</u>
退職給付債務の期末残高	480,173

(単位：千円)

	当事業年度
	自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日
退職給付債務の期首残高	480,173
勤務費用	53,150
利息費用	-
数理計算上の差異の発生額	△12,549
退職給付の支払額	<u>△37,376</u>
退職給付債務の期末残高	483,396

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度
	自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日
年金資産の期首残高	368,935
期待運用収益	2,728
数理計算上の差異の発生額	△2,919
事業主からの拠出額	52,354
退職給付の支払額	<u>△18,668</u>
年金資産の期末残高	402,431

(単位：千円)

	当事業年度
	自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日
年金資産の期首残高	402,431
期待運用収益	2,979
数理計算上の差異の発生額	△3,493
事業主からの拠出額	51,651
退職給付の支払額	<u>△37,376</u>
年金資産の期末残高	416,191

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日
積立型制度の退職給付債務	480,173
年金資産	<u>△402,431</u>
	77,742
非積立型制度の退職給付債務	-
未積立退職給付債務	<u>77,742</u>
未認識数理計算上の差異	<u>7,098</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	84,840

(単位：千円)

	当事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日
積立型制度の退職給付債務	483,396
年金資産	<u>△416,191</u>
	67,205
非積立型制度の退職給付債務	-
未積立退職給付債務	<u>67,205</u>
未認識数理計算上の差異	<u>9,055</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	76,260

5. 退職給付費用の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>55,694</u>
(1) 勤務費用	58,354
(2) 利息費用	-
(3) 期待運用収益	△2,728
(4) 過去勤務費用の費用処理額	0
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	69
(6) その他	-

(単位：千円)

	当事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日
確定給付制度に係る退職給付費用	43,071
(1)勤務費用	53,150
(2)利息費用	-
(3)期待運用収益	△2,979
(4)過去勤務費用の費用処理額	0
(5)数理計算上の差異の費用処理額	△7,098
(6)その他	-

## 6. 年金資産に関する事項

前事業年度（2022年3月31日現在）

## ① 年金資産の内訳

保険資産（一般勘定）	98.1%
その他	1.9%
合計	100.0%

## ② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

当事業年度（2023年3月31日現在）

## ① 年金資産の内訳

保険資産（一般勘定）	98.2%
その他	1.8%
合計	100.0%

## ② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## 7. 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (2022年3月31日現在)
(1)割引率	0.0%
(2)長期期待運用収益率	0.75%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(5)数理計算上の差異の処理年数	1年

	当事業年度 (2023年3月31日現在)
(1)割引率	0.0%
(2)長期期待運用収益率	0.75%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(5)数理計算上の差異の処理年数	1年



## 8. 確定拠出制度

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は18,980千円であります。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は18,410千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日	当事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日																																				
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">19,674</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">27,681</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(注) 繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">1,727,082</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">51,898</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産 合計</td> <td style="text-align: right;">1,826,336</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金負債との相殺</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">1,826,336</td> </tr> </table>	賞与引当金繰入超過額	19,674	退職給付引当金	27,681	(注) 繰越欠損金	1,727,082	その他	51,898			繰延税金資産 合計	1,826,336	繰延税金負債との相殺	-			繰延税金資産の純額	1,826,336	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">22,144</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">25,052</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(注) 繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">1,453,659</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">36,485</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産 合計</td> <td style="text-align: right;">1,537,341</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金負債との相殺</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">1,537,341</td> </tr> </table>	賞与引当金繰入超過額	22,144	退職給付引当金	25,052	(注) 繰越欠損金	1,453,659	その他	36,485			繰延税金資産 合計	1,537,341	繰延税金負債との相殺	-			繰延税金資産の純額	1,537,341
賞与引当金繰入超過額	19,674																																				
退職給付引当金	27,681																																				
(注) 繰越欠損金	1,727,082																																				
その他	51,898																																				
繰延税金資産 合計	1,826,336																																				
繰延税金負債との相殺	-																																				
繰延税金資産の純額	1,826,336																																				
賞与引当金繰入超過額	22,144																																				
退職給付引当金	25,052																																				
(注) 繰越欠損金	1,453,659																																				
その他	36,485																																				
繰延税金資産 合計	1,537,341																																				
繰延税金負債との相殺	-																																				
繰延税金資産の純額	1,537,341																																				

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2022年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(*1)	-	-	-	597,044	157,331	972,706	1,727,082
繰延税金資産	-	-	-	597,044	157,331	972,706	(*2) 1,727,082

(\*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(\*2) 税務上の繰越欠損金1,727,082千円（法定実効税率を乗じた金額）について、繰延税金資産1,727,082千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断しております。

当事業年度（2023年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(*1)	-	-	319,359	158,439	-	975,860	1,453,659
繰延税金資産	-	-	319,359	158,439	-	975,860	(*2) 1,453,659

(\*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(\*2) 税務上の繰越欠損金1,453,659千円（法定実効税率を乗じた金額）について、繰延税金資産1,453,659千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断しております。

前事業年度（2022年3月31日現在）	当事業年度（2023年3月31日現在）
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳
法定実効税率 30.6%	法定実効税率 30.6%
交際費等永久に損金に 算入されない項目 8.0%	交際費等永久に損金に 算入されない項目 3.1%
その他 $\Delta$ 0.2%	その他 0.6%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率 38.4%	税効果会計適用後の 法人税等の負担率 34.3%

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は14,661千円であります。当事業年度において、本社オフィスの一部解約等に伴う原状回復費用の精算が行われたことから、資産除去債務の総額は、20,679千円減少しました。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は15,059千円であります。当事業年度において、原状回復費用の見直しが行われたことから、資産除去債務の総額は、397千円増加千円減少しました。

(収益認識関係)

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社は、「(セグメント情報)」に記載のとおり、投資運用業の単一セグメントであり、営業収益のうち委託者報酬と投資顧問収入は、顧客との契約から生じる収益であります。

- (1) 収益の分解情報  
損益計算書に記載のとおりです。
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報  
重要な会計方針「5. 収益の計上方法」に記載のとおりです。
- (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報  
重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社は、「(セグメント情報)」に記載のとおり、投資運用業の単一セグメントであり、営業収益のうち委託者報酬と投資顧問収入は、顧客との契約から生じる収益であります。

- (1) 収益の分解情報  
損益計算書に記載のとおりです。
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報  
重要な会計方針「5. 収益の計上方法」に記載のとおりです。
- (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報  
重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. セグメント関連情報

1. 商品及びサービスに関する情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域に関する情報

① 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除外しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客に関する情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問収入については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

I 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 同一の親会社を持つ会社

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

前事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日											
種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は 職業	議決権の 所有(被所 有)割合	関連当事者との関係 役員の 兼任等	事業上の関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の親 会社を持 つ会社	ステート・スト ート・バンク・ アンド・トラ スト・カンパニ ー	米国 マサチューセツ 州ボーストン 市	29百万 米ドル	銀行、投資 顧問、投資 信託委託業 務、及びそ れらの関連 業務	なし	なし	助言などの投 資顧問サービ スの提供並び に受入れ	ソフトウェア使 用料の支払	351,919	前払金	598
								投資顧問料の支 払	221,949		
							ソフトウェア の使用契約	人件費等の支払	396,782	未払金	28,457
							人件費等及び 事務手数料の 支払	85,395			
							移転価格調整金 の支払	363,220			
	ステート・スト ート信託銀 行株式会 社	東京都港 区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理 の事務サービ スの受入れ	投資信託計理業 務委託	38,999	前払金	119,051
							兼職社員の人 件費支払等	人件費等の支払	127,476		
	ステート・スト ート・グロ ーバル・アド ハイス・サー ビス・ユナイテ ッド・キング ダム	英国 ロンドン	62百万ポ ンド	投資顧問、 投資信託委 託業務	なし	なし	投資顧問サー ビスの受入れ	投資顧問料の支 払	19,193	-	-

	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポール シンガポール市	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの受入れ及びETF商品の紹介	紹介料の受取 投資顧問料の支払	264 24,400	-	-
--	---------------------------------	-------------------	--------------	-------	----	----	------------------------	--------------------	---------------	---	---

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて計算されております。

#### 当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当事業年度 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日													
種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)		
						役員の兼任等	事業上の関係						
同一の親会社を持つ会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー	米国 マサチューセッツ州ボストン市	29百万米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ	ソフトウェア使用料の支払	295,434	前払金	3,388		
								投資顧問料の支払	232,843				
								ソフトウェアの使用契約	175,762			未払金	24,509
								人件費等及び事務手数料の受取	12,389				
							移転価格調整金の受取	131,841					
	ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務サービスの受入れ	投資信託計理業務委託	39,303	前払金	229,512		
							兼職社員の人件費支払等	人件費等の支払	127,670				
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ナイフ・キングダム	英国ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの受入れ	投資顧問料の支払	19,754	-	-		

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポール シンガポール 市	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの受入れ及びETF商品の紹介	紹介料の受取  投資顧問料の支払	250  22,792	-	-
---------------------------------	-----------------------	--------------	-------	----	----	------------------------	------------------------	-------------------	---	---

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて計算されております。

## II 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション（ニューヨーク証券取引所に上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク（非上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス（非上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

### (2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

### (1株当たり情報)

前事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日	当事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日
1株当たり純資産 1,108,000円68銭	1株当たり純資産 1,161,868円75銭
1株当たり当期純利益 135,213円36銭	1株当たり当期純利益 189,029円36銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日	当事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日
当期純利益（千円）	838,322	1,171,982
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式にかかる当期純利益（千円）	838,322	1,171,982
期中平均株式数（株）	6,200	6,200

(重要な後発事象)

前事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日
該当事項はありません。

当事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日
該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2023年12月22日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉宏和  
業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第27期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)		
	期 別	金 額	構成比
(資産の部)			
流動資産			%
預金		5,594,690	
前払金		98,445	
前払費用		27,130	
未収入金		687,092	
未収委託者報酬		735,800	
未収収益		301,004	
流動資産計		7,444,163	83.4
固定資産			
有形固定資産		7	
器具備品	※1	7	
投資その他の資産		1,478,931	
投資有価証券		26,352	
長期差入保証金		50,200	
繰延税金資産		1,396,103	
その他投資		6,275	
固定資産計		1,478,939	16.6
資産合計		8,923,103	100.0
(負債の部)			
流動負債			%
預り金		43,582	
未払金		390,886	
未払手数料		206,128	
その他未払金		184,758	
未払費用		13,156	
未払法人税等		233,970	
未払消費税等	※2	16,949	
賞与引当金		299,712	
流動負債計		998,258	11.2
固定負債			
退職給付引当金		69,904	
固定負債計		69,904	0.8
負債合計		1,068,163	12.0
(純資産の部)			
株主資本		7,850,518	88.0
資本金		310,000	
利益剰余金		7,540,518	
利益準備金		77,500	
その他利益剰余金			
別途積立金		31,620	
繰越利益剰余金		7,431,398	
評価・換算差額等		4,421	
その他有価証券評価差額金		4,421	
純資産合計		7,854,940	88.0
負債・純資産合計		8,923,103	100.0

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

科 目	期 別	第27期中間会計期間 自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日	
		金 額	構成比
営業収益			%
委託者報酬			1,435,040
投資顧問収入			1,434,219
その他営業収益	※1		63,660
営業収益計			2,932,920
営業費用・一般管理費			
営業費用			1,028,805
支払手数料		427,673	
その他営業費用		601,131	
一般管理費	※2		967,219
営業費用・一般管理費計			1,996,024
営業利益			936,895
営業外収益	※1		69,185
営業外費用			4,146
経常利益			1,001,933
特別利益			0
特別損失			0
税引前中間純利益			1,001,933
法人税, 住民税及び事業税			215,714
法人税等調整額			139,286
中間純利益			646,932

## (3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

(単位：千円)

	株 主 資 本					株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益 準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計		その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換算差額等 合計	
			別途積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	310,000	77,500	31,620	6,784,466	6,893,586	7,203,586	-	-	7,203,586
当中間期変動額									
中間純利益				646,932	646,932	646,932			646,932
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	4,421	4,421	4,421
当中間期変動額合計	-	-	-	646,932	646,932	646,932	4,421	4,421	651,353
当中間期末残高	310,000	77,500	31,620	7,431,398	7,540,518	7,850,518	4,421	4,421	7,854,940

[重要な会計方針]

	<p>第27期中間会計期間 自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日</p>
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券          其他有価証券          市場価格のない株式等以外のもの          時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。          市場価格のない株式等          移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却方法	<p>有形固定資産          定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。          器具備品 3～7年</p>
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金          従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき金額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金          退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法          退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法          過去勤務費用          その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。          数理計算上の差異          発生翌事業年度に一括費用処理しております。</p>
5. 収益の計上方法	<p>(1) 委託者報酬          委託者報酬は、投資信託約款に定められた履行義務の充足状況に基づき、投資信託約款毎に、日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資顧問収入          投資顧問収入は、投資顧問契約に定められた履行義務の充足状況に基づき、投資顧問契約毎に、計算基礎額に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。</p>
6. その他	<p>消費税等の処理方法</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
------------------------	--------------------------------

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第27期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)	
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品	30,766千円
※2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

第27期中間会計期間 自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日	
※1. 移転価格調整金の取り扱いに係る注記	当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当中間会計期間にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた事務手数料調整額63,545千円は、中間損益計算書のその他営業収益に、移転価格調整額66,918千円は、中間損益計算書の営業外収益に含まれております。
※2. 減価償却実施額 有形固定資産	320千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第27期中間会計期間 自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	6,200	—	—	6,200

(金融商品関係)

第27期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)			
1. 金融商品の時価等に関する事項			
	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	26,352	26,352	-
資産計	26,352	26,352	-
預金、未収入金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料及びその他未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。			
2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項			

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	26,352	-	26,352
その他有価証券	-	26,352	-	26,352
資産計	-	26,352	-	26,352

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券は投資信託であり基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

(有価証券関係)

第27期中間会計期間末  
(2023年9月30日現在)

その他有価証券

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託	26,352千円	19,980千円	6,372千円
小計	26,352千円	19,980千円	6,372千円
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
合計	26,352千円	19,980千円	6,372千円

(資産除去債務関係)

第27期中間会計期間末  
(2023年9月30日現在)

当社は建物所有者との間で建物賃貸借契約を締結しており、貸借期間終了時に原状回復する義務をゆうしているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(デリバティブ取引関係)

第27期中間会計期間末  
(2023年9月30日現在)

当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第27期中間会計期間末  
(2023年9月30日現在)

(セグメント情報)

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(セグメント関連情報)

1. 商品およびサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除いております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問収入については、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

第27期中間会計期間  
自 2023年4月 1日  
至 2023年9月30日

(1) 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次のとおりです。

委託者報酬	1,435,040千円
投資顧問収入	1,434,219千円
その他営業収益	63,660千円
合計	2,932,920千円

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針「5. 収益の計上方法」に記載のとおりです。

- (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報  
重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(1 株当たり情報)

第27期中間会計期間

自 2023年4月 1日

至 2023年9月30日

1株当たり純資産額 1,266,925円84銭

1株当たり中間純利益 104,343円97銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第27期中間会計期間	
自 2023年4月 1日	
至 2023年9月30日	
中間純利益 (千円)	646,932
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式にかかる中間純利益 (千円)	646,932
期中平均株式数 (株)	6,200

(重要な後発事象)

第27期中間会計期間

自 2023年4月 1日

至 2023年9月30日

該当事項はありません。



#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

その他、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

追加型証券投資信託

ステート・ストリート先進国株式  
インデックス・オープン（為替ヘッジあり）

約 款

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

## 運用の基本方針

約款第17条の規定に基づき、委託者が定める運用の基本方針は次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、日本を除く世界の主要国の株式を投資対象とした「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」受益証券に投資し、また実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行うことにより、中長期的に MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円ヘッジベース）の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

- ①外国株式インデックス・オープン・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。
- ②投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を直接行うことがあります。

#### (2) 投資態度

- ①MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円ヘッジベース）をベンチマークとします。
- ②マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行います。
- ④信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限り、以下同じ。）を行うことができます。
- ⑤信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- ⑥信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。
- ⑦信託財産の効率的な運用に資するため等、運用上必要と認めるときには、委託者もしくは委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）が設定または運用する国内外投資信託証券等に投資する場合があります。
- ⑧大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ①マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
- ②株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の実質投資割合には制限を設けません。
- ③外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。

- ④投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤デリバティブ取引は、約款第20条、第21条および第22条の範囲で行います。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

### 3. 収益分配方針

毎決算時（原則として11月30日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

#### ①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等全額とします。

#### ②分配対象収益についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

#### ③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託  
ステート・ストリート先進国株式インデックス・オープン  
(為替ヘッジあり)

約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第16条および第29条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖する目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ金1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項および第2項、第48条第1項、第49条第1項、第51条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項に規定する信託によって生じた受益権については、これを1,000億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条 受託者は、この信託契約締結により生じた受益権については信託設定時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第11条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、第4項に規定する受益権の価額に取得申込口数を乗じて得た金額について、委託者の承諾を得て各第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める申込単位をもって当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、第43条第

2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日が米国もしくは英国の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所」といい、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）または銀行の休業日の場合は、原則として受益権の取得の申込に応じないものとします。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数料額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑥ 前2項の規定にかかわらず、受益者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関との間に結ばれた別に定める自動けいぞく投資約款にしたがった契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよび既に受け付けた受益権の取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、

委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第14条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限り、以下同じ。）
  - ハ. 金銭債権
  - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第15条 委託者は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、以下同じ。）
17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）



18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
  21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
    1. 預金
    2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
    3. コール・ローン
    4. 手形割引市場において売買される手形
  - ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
  - ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下同じ。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
  - ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

- 第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に定める資産への投資等を行うことができます。
- ② 前項の取扱いは、第19条ないし第22条、第24条ないし第26条、第28条および第32条ないし第34条における委託者の指図による取引その他これらに類する行為を行う場合についても同様とします。
  - ③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
  - ④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人

等をいいます。) または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条ないし第22条、第24条ないし第26条、第28条および第32条ないし第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ⑤ 前4項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第18条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの(上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。)とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

(信用取引の指図範囲)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図にあたっては、当該売り付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 第2項においてマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売り付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 委託者は、第1項の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(先物取引等の運用指図)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

- 第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

- 第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

- 第23条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。
- ② 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行

うものとしします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとしします。

- ② 前項の売り付けの指図にあたっては、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内としします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとしします。

(公社債の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとしします。

- ② 前項の指図にあたっては、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内としします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとしします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁しします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、原則として信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとしします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとしします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ④ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券の売却等の指図）

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとするを原則とします。ただし、第1計算期間は平成28年5月9日から平成28年11月30日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写

の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（ただし、第1計算期間を除きます。）および毎計算期末（ただし、当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

(信託報酬等)

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の6.5の率を乗じて得た金額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（ただし、第1計算期間を除きます。）および毎計算期末（ただし、当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第42条 受託者は、収益分配金については、第43条第1項に規定する支払開始日および同条第2項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第43条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第46条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第43条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と受益権の取得申込者との間に結ばれた別に定める自動けいぞく投資約款にしたがった契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。ただし、第46条第1項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項に準じて受益者に支払います。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第46条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第44条 受益者が、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第43条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第45条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。



(一部解約)

第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の承諾を得て各第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 前各項の規定にかかわらず、解約請求日が米国もしくは英国の取引所または銀行の休業日の場合は、原則として受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします。
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、解約請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)があるときは、委託者の判断により、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた第1項による一部解約の実行の請求を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第47条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することによりこの信託の受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真に

やむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の процедуруを行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決

議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第53条 この信託は、受益者が第46条に規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する投資信託の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公 告)

第55条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第57条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 28 年 5 月 9 日

平成 28 年 5 月 31 日変更

平成 28 年 11 月 15 日変更

令和 5 年 12 月 6 日変更

委託者     ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

受託者     三井住友信託銀行株式会社

(付則)

第1条 第22条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日からの一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第2条 第22条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

親投資信託  
外国株式インデックス・オープン  
・マザーファンド  
約 款

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

## <親投資信託 外国株式インデックス・オープン・マザーファンド>

### 運用の基本方針

約款第13条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

#### 基本方針

この投資信託は、日本を除く世界の主要国の株式を投資対象とし、中長期的に日本を除く世界の主要国の株式市場（MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース））の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

#### 運用方法

##### (1) 投資対象

日本を除く世界各国の取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

- ①株式への投資にあたっては、日本を除く世界各国の株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動した投資成果をめざして運用を行います。
- ②株式の組入率は、原則として高位を維持します。
- ③外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいう。以下同じ。）を減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑤信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ⑥信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有

した場合と同様の損益を実現するために限定して、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

## 運 用 制 限

- (1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- (2) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (3) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (4) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- (5) 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行います。
- (6) スワップ取引は、約款第18条の範囲で行います。
- (7) 金利先物取引及び為替先渡取引は、約款第19条の範囲で行います。
- (8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## 親投資信託

### 外国株式インデックス・オープン・マザーファンド 約款

#### 【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 第1項の受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

#### 【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ金2兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者は、その引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 前項の規定にかかわらず、委託者は、この信託の受益権を他の証券投資信託の投資信託財産に属する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第25条第1項第1号イからハマまでに掲げる有価証券に限りません。）をもって投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第7条第3項第1号に従って取得させることができます。
- ④ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

#### 【信託期間】

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項及び第2項、第44条第1項、第45条第1項または第47条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約日までとします。

#### 【受益証券の取得申込の勧誘の種類】

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項第1号で定める適格機関投資家私募により行われます。

#### 【受益者】

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の証券投資信託（以下「ベビー・ファンド」といいます。）の受託者である信託業務を営む銀行とします。

#### 【受益権の分割および再分割】

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については100万口に、第2条第2項及び第2条



第3項に定める追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

#### 【追加信託金の計算方法】

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産の資産総額（受入担保金代用有価証券および第22条に定める借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④ 第24条に規定する予約為替の評価は原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### 【追加日時の異なる受益権の内容】

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### 【受益証券の発行および種類】

第9条 委託者は、第6条第1項の規定により分割された受益権を表示する記名式受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

#### 【受益証券の発行についての受託者の認証】

第10条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

#### 【投資の対象とする資産の種類】

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限りません。）
  - ハ. 金銭債権

- ニ. 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

**【運用の指図範囲等】**

第12条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号定めるものをいいます。）
10. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）（金融商品取引法第2条第1項第11号定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書および第8号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第8号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。また、第9号または第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 【運用の基本方針】

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### 【投資する株式等の範囲】

第14条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所」といい、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「取引所」もしくは「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場または日本証券業協会に登録されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

#### 【同一銘柄の株式への投資制限】

第15条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 【信用取引の指図範囲】

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けること指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうこと指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### 【先物取引等の運用指図】

第 17 条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいう。以下同じ。）を減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスクを減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスクを減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

#### 【スワップ取引の運用指図】

第 18 条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

### 【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

### 【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第 19 条の 2 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

### 【有価証券の貸付の指図および範囲】

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

### 【公社債の空売りの指図範囲】

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に

相当する売り付けの一部を決済するための指図をするもの とします。

#### 【公社債の借入れ】

第 22 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行なうもの とします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内 とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするもの とします。
- ④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

#### 【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第 23 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 【外国為替予約取引の指図および範囲】

第 24 条 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないもの とします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするもの とします。

#### 【保管業務の委任】

第 25 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

#### 【有価証券の保管】

第 26 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機構等に預託し保管させることができます。

#### 【混蔵寄託】

第 27 条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管

契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### 【一括登録】

第 28 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

#### 【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第 29 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### 【有価証券の売却等の指図】

第 30 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### 【再投資の指図】

第 31 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### 【損益の帰属】

第 32 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### 【受託者による資金の立替え】

第 33 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### 【信託の計算期間】

第 34 条 この信託の計算期間は、毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 14 年 1 月 11 日から平成 14 年 11 月 30 日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

#### 【信託財産に関する報告】

第 35 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### 【信託事務の諸費用】

第 36 条 信託財産に関する租税、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担として、信託財産中から支弁します。ただし、当該諸経費の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の金額にかかわらず固定率又は固定金額にて信託財産中から支弁することもできるものとします。

- ② 第 1 項に定める信託事務の処理等に要する諸費用のうち、ベビー・ファンドに関連して生じたものについては、委託者はこれをこの信託に関連して生じたものではないとみなすことができます。

#### 【信託報酬等の額】

第 37 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を受領しません。

#### 【利益の留保】

第 38 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産に留保し、期中には分配を行いません。

#### 【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第 39 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

#### 【一部解約】

第 40 条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

- ② 前項の一部解約の価額は、一部解約実行日の前営業日の基準価額から、当該基準価額に 0.30%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

#### 【信託契約の解約】

第 41 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であ



ると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定める全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

#### 【償還金の委託者への交付と支払に関する受託者の免責】

第42条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

#### 【償還金に関する支払時期】

第43条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### 【信託契約に関する監督官庁の命令】

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

#### 【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したと

きは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、第48条第4項に規定する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### 【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 【信託約款の変更】

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### 【反対者の買取り請求】

第49条 第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第41条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を

請求することができます。

**【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】**

第 50 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません

**【運用報告書】**

第 51 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

**【公告】**

第 52 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

**【信託約款に関する疑義の取扱い】**

第 53 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 14 年 1 月 11 日

平成 14 年 3 月 25 日 変更

平成 15 年 9 月 19 日 変更

平成 18 年 5 月 1 日 変更

平成 19 年 9 月 30 日 変更

平成 19 年 10 月 1 日 変更

平成 19 年 11 月 30 日 変更

平成 20 年 5 月 16 日 変更

平成 20 年 7 月 1 日 変更

平成 21 年 6 月 30 日 変更

平成 24 年 4 月 1 日 変更

平成 25 年 1 月 4 日 変更

平成 26 年 12 月 1 日 変更

平成 28 年 4 月 28 日 変更

平成 28 年 5 月 31 日 変更

平成 29 年 8 月 22 日 変更

平成 30 年 3 月 1 日 変更

令和 5 年 2 月 28 日 変更

令和 5 年 12 月 6 日 変更

委託者                      ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

(付則)

第1条 第19条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日からの一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第2条 第19条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。